

道路標識設置の手引き

(東京版)

昭和63年1月

(社) 全国道路標識・標示業協会

はじめに

道路標識は安全で円滑な交通を確保し、道路や施設、地名などを案内するうえで、なくてはならない道路附属物である。運転免許取得者の増加や高齢化、国際化など社会状況も著しく変化し、道路そのものも多様化してきている。

又、各自治体等が「街づくり」や「サイン・システム計画」を立案し、実施されつつある状況の中で、交通はその基本的な役割を担うとともに、道路標識の重要性が見直されてきた。昭和61年10月に標識令が改正され、翌年1月には道路標識設置基準・同解説もこうした社会変化に対応すべく改訂された。

本書は道路標識の設置に関係している方々がその設置についての考え方を統一され、又詳細についての検討をする為の資料となるように作製したものである。標識を整備し、安全で快適な道路案内が行われるよう、関係者の努力を切望するとともに、そうした方々の参考となれば幸いである。

(社)全国道路標識・標示業協会

関東支部 支部長 神田 順三郎

目 次

第1章 総 則	1
1-1 基準の目的	1
1-2 適用の範囲	1
1-3 用語の定義	1
1-4 道路標識の法律上の根拠	2
1-5 道路標識の種類	3
1-6 設置者の区分	6
1-7 公安委員会が所管する道路標識との関係	6
1-8 意見聴取事項	6
第2章 道路標識	11
2-1 案内標識	11
2-2 案内標識の設置種別及び地点表示方法	12
2-3 経路案内	13
(1) 交差点の予告案内標識	13
(2) 交差点の指示案内標識	13
(3) 確認標識	16
(4) 道路名称名入り標識	17
(5) 合体標識	17
(6) 路線番号標識	18
(7) 道路通称名標識	19
2-4 沿道案内	20
(1) 行政境界標識	20

(2) 著名地点標識	21
(3) 歩行者用案内標識	22
(4) 主要地点標識	27
2-5 警戒標識	32
2-6 規制標識	33
2-7 指示標識	33
2-8 補助標識	33
第3章 道路の分類	34
3-1 道路種別と道路分類との対応	34
第4章 目標地の分類	36
4-1 目標地の選定基準	36
第5章 目標地の採用基準	38
5-1 目標地の表示基準	38
5-2 系統的標識のレイアウト	44
5-3 路線外延伸方向の表示	44
5-4 距離表示	45
5-5 特殊な場合の標示	45
第6章 文字の表示基準	48
6-1 漢字及び仮名の書体	48
6-2 ローマ字の書体	50
6-3 数字の書体	52

6 - 4	ローマ字表示のつづり方	53
第7章	設置計画	56
7 - 1	設置場所の選定	56
7 - 2	設置方式	57
7 - 3	標識板の大きさ及び文字の大きさ	63
7 - 4	標識板の併設	64
第8章	設計要領	66
8 - 1	使用材料及び色彩	66
8 - 2	設計、製作及び施工上の留意点	70

第 1 章 総 則

1-1 基準の目的

本手引き書は「道路標識設置基準同解説」を基本に地域性を考慮した運用方法を定め道路標識の合理的整備を図ることを目的とする。

<解説>

道路標識設置基準同解説（以下「基準」という）では道路標識について一般的な技術基準を定めている。

本手引き書はこれらの点を整理して基準の統一的運用を図ることを目的とする。

1-2 適用の範囲

本手引き書は道路法上の道路に道路管理者が道路標識を整備する場合に適用する。

<解説>

本手引き書は既設標識の維持修繕等においてもこれを準用することが望ましい。

1-3 用語の定義

本手引き書において次にあげる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 道路標識「道路標識区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年

総理府建設省令第3号以下「標識令」という)に規定された標識をいう。

2) 標示板、道路標識の様式を標示した板で本標識板(標識令第3条)および補助標識板の標示板をいう。

3) 一般道路とは高速道路等以外の道路をいう。

<解説>

「道路標識」は標識令第1章に規定されているもので案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識、以上「本標識」と補助標識とに分類され、それぞれの種類、設置場所、様式、設置者が規定されている。

道路上には、これらのほか道路や交通の状況に応じて案内注意喚起指導用の看板類が設置されている。そのため本基準は「標識令」の規定を受けている標識のみを道路標識と呼ぶこととする。

1-4 道路標識の法律上の根拠

(1) 道路法第45条

1. 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。
2. 前項の道路標識および区画線の種類、様式及び設置場所その他の道路標識及び区画線に関し必要な事項は総理府令、建設省令で定める。

(2) 道路交通法第4条第1項、第5項

(公安委員会の交通規制)

1. 都道府県公安委員(以下「公安委員会」という)は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害、その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識を設置し及び管理して交

通整理，歩行者又は車輛等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において緊急を要するため，道路標識等を設置するいとまがないとき，その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは，公安委員会はその管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により，道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2. 道路の標識等の種類，様式，設置場所，その他道路標識等について必要な事項は，総理府令，建設省令で定める。

(3) 道路法第45条第2項および道路交通法第4条第5項により「道路標識，区画線及び道路標示に関する命令」が定められている。

1-5 道路標識の種類

(1) 案内標識

区，市町村の境界，目的地への方面，方向，距離，著名地点等交通の目標を明らかにし，道路上の位置を教示するとともに通行者の利便のため必要な沿道に関する各種の案内を行う。

(2) 警戒標識

交差点，道路の屈曲，踏切りの所在等危険な箇所を予告する。

(3) 規制標識

通行止め，駐車禁止，最高速度制限等交通上の禁止制限又は指示を示す。

(4) 指示標識

大部分は公安委員会が設置するものであるが，道路管理者が設置できるものは，規制予告のみである。

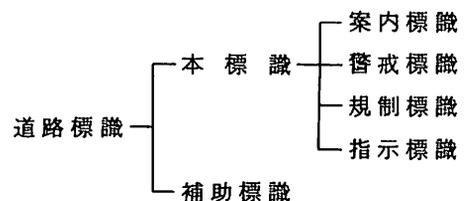


表 1 - 1

分類	標識番号	種 類	設置者区分	補 助 標 識																	
				距離・区域	日・時間	車輛の種類	駐車余地	始まり	区 間	終 り	通 学 路	追越し禁止	前方優先道路	歩行者専用	踏切注意	横風注意	動物注意	注 意 意	注 意 事 項	方 向	地 名
				501	502	503	504	505	506	507 A B	508	508-2	509	509-2A B	509-3	509-4	509-5	509-6	510	511	512
案内標識		全 種 類	● ●																● ●		
警戒標識		全 種 類	● ●							●			● ● ● ● ●								
規 制 標 識	301	通行止め	● ● ● ●																		
	302	車輛通行止め	● ● ● ●									●									
	303	車輛進入禁止	● ● ● ●																		
	304	二輪の自動車以外の自動車通行止め	● ● ● ●																		
	305	大型貨物自動車等通行止め	○ ○ ○ ○																		
	306	大型乗用自動車通行止め	○ ○ ○ ○																		
	307	二輪の自動車原動機付自転車通行止め	○ ○ ○ ○																		
	308	自転車以外の軽車輛通行止め	○ ○ ○ ○																		
	309	自転車通行止め	○ ○ ○ ○																		
	310	車輛（組合せ）通行止め	● ● ● ●																		
	311-A~F	指定方向外進行禁止	● ● ● ●																		
	312	車輛横断禁止	○ ○ ○ ○		○ ○ ○																
	313	転回禁止	○ ○ ○ ○		○ ○ ○																
	314	追越しのための右側部分のみ出し通行禁止	○ ○ ○ ○		○ ○ ○																
	314-2	追越し禁止	○ ○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○ ○				○										
	315	駐停車禁止	○ ○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○ ○														
	316	駐車禁止	○ ○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○ ○														
	317	駐車余地	○ ○ ○ ○		○ ○ ○	○	○ ○ ○														
	318	駐車時間制限	○ ○ ○ ○		○ ○ ○		○ ○ ○														
	319	危険物積載車輛通行禁止	● ● ● ●																		
	320	重量制限（道路法による道路に設置する場合）	● ● ● ●																		
	320	重量制限（道路法以外の道路に設置する場合）	○ ○ ○ ○																		
	321	高さ制限（道路法による道路に設置する場合）	● ● ● ●																		
	321	高さ制限（道路法以外の道路に設置する場合）	○ ○ ○ ○																		
322	最 大 幅	● ● ● ●																			
323	最 高 速 度	○ ○ ○ ○		○ ○ ○																	
323-2	特定の種類の車両の最高速度	○ ○ ○ ○		○ ○ ○																	
324	最 低 速 度	○ ○ ○ ○		○ ○ ○																	

分類	標識番号	種類	設置者区分	補助標識																	
				距離・区域	日・時間	車輛の種類	駐車余地	始まり	区間内	終り	通学路	追越し禁止	前方優先道路	歩行者専用	踏切注意	横風注意	動物注意	注意	注意事項	方向	地名
				501	502	503	504	505	506	507 A B	508	508-2	509	509 2AB	509-3	509-4	509-5	509-6	510	511	512
規	325	自動車専用	●	●	●	●	●	●	●	●											
	325-2	自転車専用	○	○	○	○	○	○	○	○											
	325-3	自転車及び歩行者専用	○	○	○	○						○									
	325-4	歩行者専用	○	○	○	○						○									
	326-A B	一方通行	○	○	○	○															
	327	車輛通行区分	○	○	○	○		○	○	○											
	327-2	専用通行帯	○	○	○	○		○	○	○											
	327-3	路側バス等優先通行帯	○	○	○	○		○	○	○											
	327-4-A-D	進行方向別通行区分	○	○		○		○	○	○											
	327-5	原動機付自転車の右切方法	○																		
	327-6	“(二段構)(小回り)”	○																		
標	328	警笛鳴らせ	○	○	○	○															
	328-2	警笛区分	○	○	○	○		○	○	○											
	329	徐行	○	○	○	○		○	○	○											
	329-2	前方優先道路	○	○	○	○		○	○	○		○									
	330	一時停止	○																		
	330-2	前方優先道路一時停止	○									○									
	331	歩行者通行止め	○	○	○																
	332	歩行者横断禁止	○	○	○	○		○	○	○											
指	401	並進可	○	○	○			○	○	○											
	402	軌道敷通行可	○	○	○	○		○	○	○											
	403	駐車可	○	○	○	○		○	○	○											
	404	停車可	○	○	○	○		○	○	○											
	405	優先道路	○	○	○	○		○	○	○											
	406	中央線	○	○	○	○		○	○	○											
	406-2	停止線	○																		
	407-A B	横断歩道	○																		
	407-2	自転車横断帯	○																		
	408	安全地帯	○	○	○	○		○	○	○											
409-A B	規制予告	○																			

○ 公安委員会が設置するもの
 ● 道路管理者が設置するもの
 ◎ 公安委員会、道路管理者及方が設置するもの
 ○、◎は警視庁の設置例による

1-6 設置者の区分

道路標識の設置にあたっては標識令第4条の規定により、

- (1) 道路管理者が設置するもの
 - (2) 都道府県公安委員会が設置するもの
 - (3) 道路管理者又は都道府県公安委員会が設置するもの
- の3種類に区分された表1-1のとおり定められている。

1-7 公安委員会が所管する標識との関係

道路法及び道路交通法における道路管理者と公安委員会との調整措置は道路法第95条の2及び道路交通法第110条の2第3項により行うものとされている。近年における道路交通管理の多様化に伴い、道路管理者と公安委員会のより一層緊密な連携が必要とされる情勢にかんがみ設けられたものであり、次の事項について意見聴取及び協議を行わなければならない。

1-8 意見聴取事項

- (1) 意見聴取事項

道路管理者が公安委員会の意見をきくこととされている事項 (道路法第95条の2第1項)	公安委員会が道路管理者の意見をきくこととされている事項 (道路交通法110条の2第3項)
区画線(道路標示とみなされるものに限る)の設置(第45条第1項) 通行の禁止制限(第46条第1項又は第3項)(第47条第3項)横断歩道橋の設置 交差点及びその付近の道路の	車道を区画する道路標示のうち以下のもの 車道の道路標示(第2条第1項第3号) 路側帯の道路標示(第2条第1項第3号の4) 横断歩道の道路標識等(第2条第1項第4号)

<p>部分の改良（令第38条の2） （角の切取り，車道又は歩道の幅員の変更及び交通島又は中央帯の設置）</p>	<p>車輛通行帯の道路標示（第2条第1項第7号） 道路標識等による通行の禁止（第8条第1項） 道路標識等による歩行者の横断禁止（第13条第2項） 道路標識等による道路の中央以外の部分の中央線としての指定（第17条第4項） 急勾配のまがりかど付近の通行方法（第17条第5項第5号） 車輛の通行の用に供しない部分の道路標識等（第17条第6項）道路標識等による自転車の歩道通行（第63条の4第1項） 道路標識等による政令で定める最高速度をこえる最高速度（第22条第1項） 道路標識等による最低速度（第23条）</p>
---	---

(2) 協議事項

<p>道路管理者が公安委員会と協議することとされている事項（道路法第95条の2第2項）</p>	<p>公安委員会が道路管理者と協議することとされている事項（道路交通法第110条の2第4項）</p>
<p>自動車専用道路の指定（第48条の2第1項又は第2項） 自動車専用道の区画線（道路標示とみなされるものに限る。）の設置（第45条第1項） 通行の禁止制限（第46条第1項第3項）</p>	<p>意見聴取事項とされているもののうち以下のもの 道路標識等による右側部分にはみだし追越しの禁止（第17条第5項第4号） 道路標識等による追越禁止（第30条） 道路標識等による徐行（第42条） 道路標識等による最低速度（75条の4）</p>

(3) 各標識との調整事項

1) 案内標識と規制標識との調整

方面、方向を標示する案内標識では、交通規制によりその矢印の方向に進行できないといった場合が考えられるが、このような場合は次のように調整する必要がある。

1. 公安委員会が道路交通法第4条第1項に基づき同法第6条第1項に規定する通行の禁止等の規制を行おうとするときは当該道路の管理者の意見を聴くこと（同法第110条の2第3項）になっているので、その際に当該道路管理者は当該道路に関する案内標識（当該道路に交差する道路に設置され、道路管理者を異にする場合が多い。）について、標示する内容と規制の内容とが矛盾しないか点検し、必要があれば当該案内標識の管理者に必要な措置を執るよう連絡することとする。
2. 案内標識の設置にあたっては、必要に応じて「規制予告（409-A, B）」を標示する指示標識の共架、もしくは標識令に規定された設置場所に適合する場合に限り規制標識の共架をすることができることとする。
 - ・ 終日規制のかかっている箇所の方面方向は案内しない。（図1-1）
 - ・ 時間規制のかかっている箇所で公安委員会の要請があった場合は（図1-2）のように方面方向を案内する。

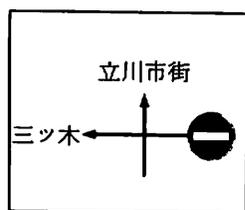


図 1 - 1

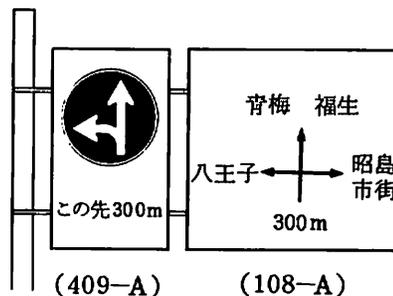


図 1 - 2

2) 警戒標識と規制標識との調整

規制標識は通行方法についての指定・制限等を標示することがその原因については明記されない。したがって通行者に対し運転等についての適切な判断を期待するうえで警戒標識を組合せて設置することが有効な場合もある。

交通の規制が主として道路の構造上の要求から行なわれる場合（たとえば道路の前方が屈曲しているために最高速度の指定を行なう場合など）には、必要に応じて警戒標識と規制標識を併設することが望ましい。

（図 1 - 3）

なおこの場合、両標示板の面積をほぼ等しくするよう拡大を考慮することが望ましい。又建築限界のことから設置位置に十分注意すること。

<資料 1 参照>



図 1 - 3

また「最高速度（323）」が設置されている最高速度の規制区間内における急カーブ地点等に、この速度と異なる安全速度の標示（警戒標識の補助板「注意事項（510）によるもの」）をする場合、両標識が近接して設置されていると運転者の判断を迷わしめることもあるので公安委員会と連絡調整するとともに標示速度および設置位置の決定には十分注意しなければならない。なお安全速度の標示は最高速度の標示と同じか

もしくはそれ以下としなければならない。

3) 道路法に基づく規制標識と道路交通法に基づく規制標識との調整

道路法に基づく規制標識と道路交通法に基づく規制標識とが互いに競合、重複するような内容である場合には、通行者に対し簡潔に規制等の内容が伝わるよう標識を設置する必要がある。

たとえば、自転車歩行者専用道路（道路法第48条の7第2項）の標識（325の3）と自転車の通行を認めた歩行者用道路（道路交通法第4条第1項、第8条第1項および第9条）の標識（325の3）といったように、道路法に基づく規制標識と道路交通法に基づく規制標識とが同じ標識で、互いに競合、重複するような内容である場合には、通行者に対し規制の内容が簡潔に伝わるよう、標識設置にあたっては道路管理者と公安委員会との間で協議し、適切な措置をとることが必要である。

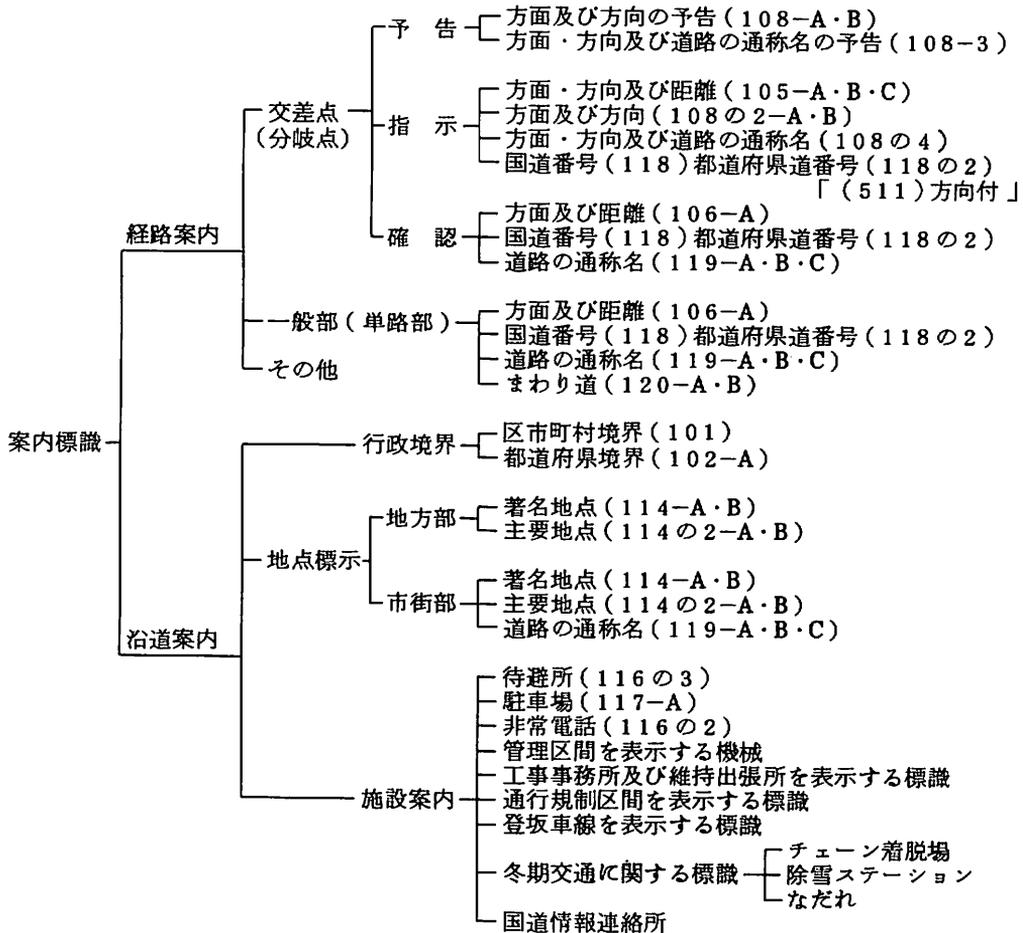
第2章 道路標識

2-1 案内標識

案内標識は、道路に沿って方面、方向、行先地名や距離、路線番号、道路通称名等、必要な地点や施設を表示し、交通を安全、円滑速やかに目的地へ到達させることを目的とするものである。

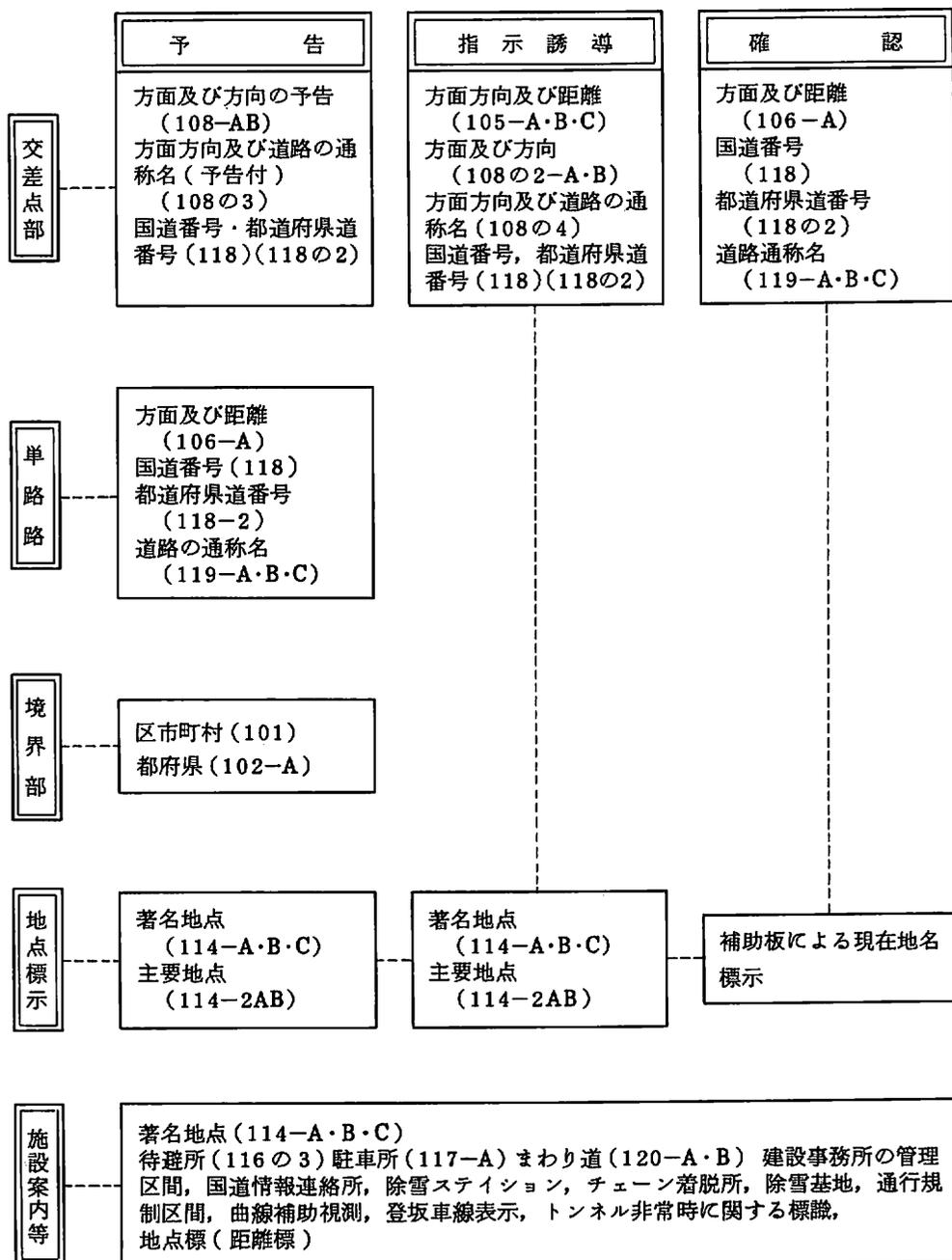
<解説>

案内標識は下図のように「経路案内」と「沿道案内」に大別される。



2-2 案内標識の設置種別及び地点名表示方法

案内標識の設置種別



2-3 経路案内

(1) 交差点の予告案内(108-A・B, 108-3)

交差道路の方面、方向をあらかじめ案内する必要がある交差点には、「方面及び方向の予告(108-A・B)」または「方面・方向及び道路の通称名の予告(108-3)」を交差点の手前150m～300m以内の地点における左側の路端、車道の上方または中央分離帯に設置して、交差道路の方面、方向およびその分岐点までの距離を案内するものとする。

(2) 交差点の指示案内(105, 108-2, 108-4)

交差道路の方面、方向を案内する必要がある交差点には、「方面、方向及び距離105-A・B・C」、「方面、方向(108-2-A・B)」または「方面・方向及び道路の通称名(108-4)」を、交差点手前150m以内の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島、または交差点における進行方向の正面の路端に設置して、方面、方向、距離、經由路線番号を案内するものとする。

工事等のため、まわり道を示す必要がある交差点には「まわり道(120-A・B)」を設置して、まわり道等を案内するものとする。

108系統を表示する標識

板面表示方法

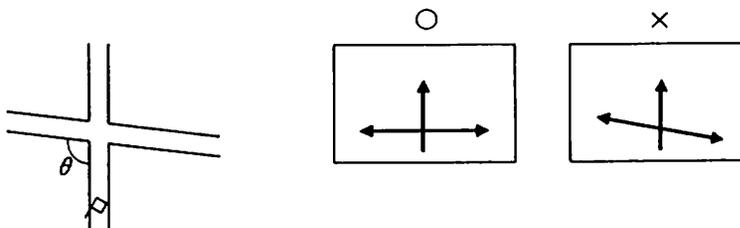
交差形状を表示するものにあつては、交差形状はできうる限り正確に標示することを原則とする。

但し、道路利用者に不安や誤解を与えない程度の変更は、板面レイアウト

ト上さしつかえない。又，交差形状よりむしろ交通流に合わせた方がわかりやすい場合は，交通流に合わせた標示方法をとるのがよい。

<解説>

① 交差形状の表示例

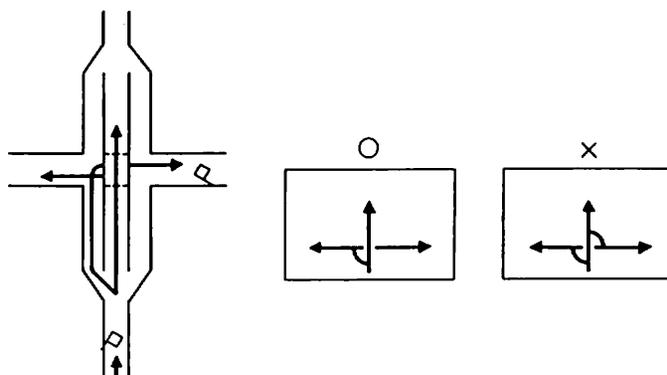


θ が 90° に近い場合は， 90° にして表示する。

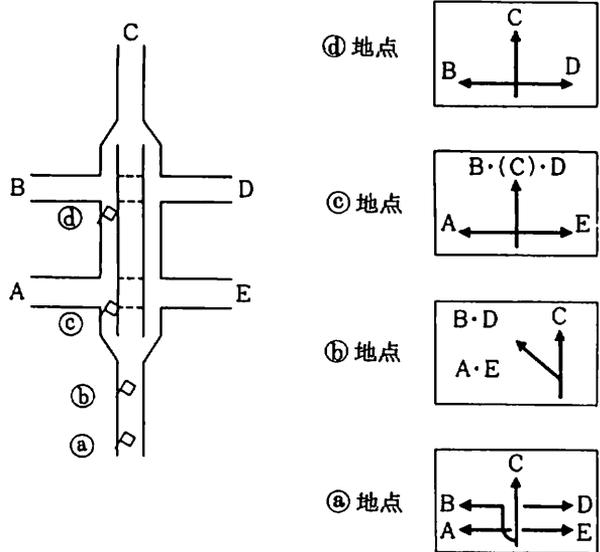
② 立体交差の表示例

a) 立体交差形状を表示する場合

板面表示は，交差点形状を正確に表示しているが，この標識を利用する車両は，対向車線用の連結路を直接には通らないので，当該連結路の表示は不要である。

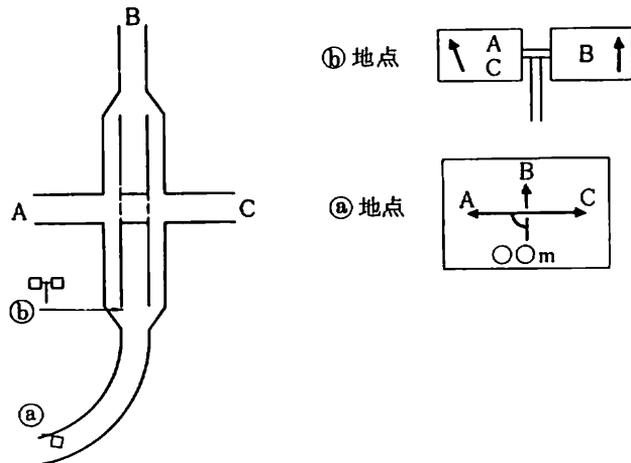


b) 複雑な立体交差又は連続立体交差



分岐地点への衝突事故が多発するなど、分岐地点をより明示する必要がある場合、又は1つの標識より複数の標識で案内した方が有利な場合は、複数の標識で案内する。

走行車線がわかりにくく、分岐地点への衝突事故が多発する場合、②地点にさらに標識を設置すると効果が大きい。



(3) 確認標識（方面および距離）（106-A）

長距離交通の多い主要な道路の単路部および主要な交差点の流出部で、方面および距離を案内する必要がある場合には、「方面及び距離（106-A）」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯または交通島に設置して、進行方向の方面およびそこに至るまでの距離を案内するものとする。

<解説>

設置間隔は都市の間隔、道路の状況、沿道の状況、交通の質などにより異なるが、おおむね2.5～5km程度の間隔に設置するのが望ましい。

距離表示は、標識の設置場所から案内している目標地の中心地点までの道路に沿った距離とする。

目標地の中心地点とは、通常区・市役所若しくは町村役場の正面地点とする。

ただし、地域の状況、その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、主要交差点、駅、繁華街、その他当該区市町村内の代表地点とする。

距離はkm未満を四捨五入して、km単位で表示するものとする。ただし距離が1km未満の場合は、小数点第1位まで表示するものとする。

国道では矢印の中に国道番号を表示する。



106-A

(4) 交差道路の通称名を案内する標識

交差点の予告・指示案内標識のうち、交差道路に通称名がある場合は、矢印の中に、交差する道路の名称を表示する。



108-3

道路通称名入り
標識



108-4

(5) 一般道路の標識と高速道路等の標識との合体表示

高速道路等の標識のうち「入口の方向(103-A・B)」、「入口の予告(104)」案内を、高速道路の略称名として、交差点の予告・指示案内標識の中に表示することとする。略称名は緑地に白文字で表示する。



合体標識

(6) 路線番号標識

案内すべき路線番号のある道路の単路部および主要な交差点付近には、国道にあつては「国道番号(118)」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯または交通島に設置して道路種別および路線番号を表示するものとする。

<解説>

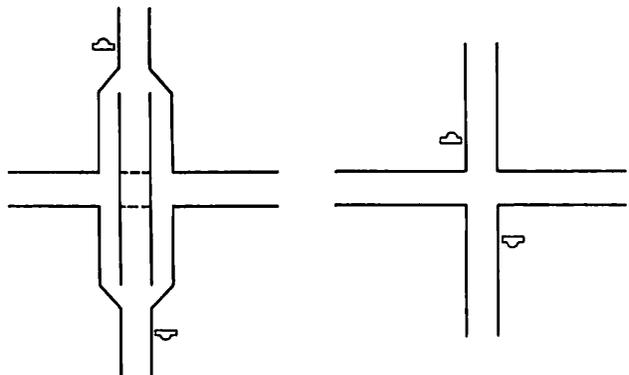
おおむね1 km～2 km間隔を標準とするが、市街部においては必要に応じて設置箇所を増やすことが望ましい。

路線番号標識の補助標識

国道番号標識「(118)」には、補助標識を添架し、現在位置名を標示することとする。

<解説>

国道番号標識に添架する補助板には、白地に黒で表示する。



交差点直後の設置例

(7) 道路の通称名標識 (119-A・B・C)

案内すべき道路の通称名のある道路の単路部および交差点付近には、「道路の通称名 (119-A・B・C)」を左側の路端または交差点における進行方向の正面の路端に設置して、道路の通称名およびその方向を表示するものとする。

<解説>

この標識は、道路の通称名のある道路の交差する付近および単路部の道路上の運転者または歩行者に道路の通称名を表示するものである。



(119-A)



(119-B)

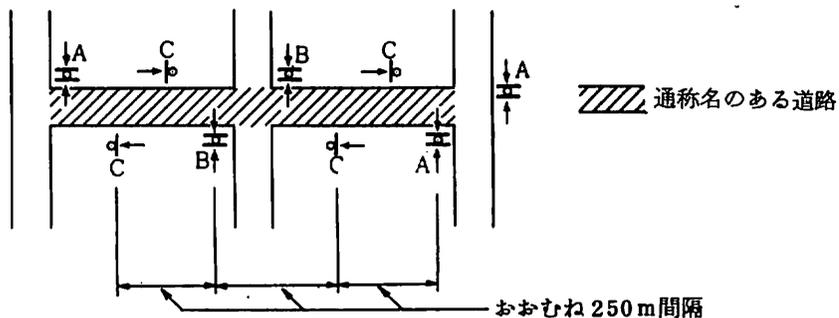
道路の通称名



(119-C)

種類及び使用区分

種類	使用区分
A	道路通称名のある道路の起終点。 道路通称名のある道路が交差点で屈折している場合。
B	道路通称名のある道路で上記以外の交差点の場合。
C	道路通称名のある道路の単路部。

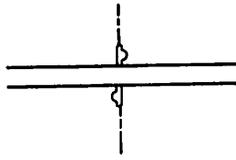


2-4 沿道案内

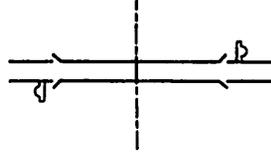
(1) 行政境界標識

区市町村の境界には「区市町村(101)」、都県の境界には「都県(102-A)」および「区市町村(101)」を道路の左側の路端、車道の上方面または中央分離帯に設置して、当該区市町村名または都県名を都県章、区市町村章マークを入れ表示するものとする。

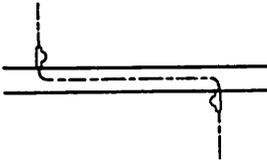
設置場所は、実際の境界線上を原則とする。境界線上に設置できない場合は、その前後30m以内に設置するものとする。ただし、境界が長大な橋やトンネル等で境界付近に設置することが困難な場合は橋、トンネル等を通して案内区市町村等の側へ出た所の見やすい場所に設置することができる。また道路が境界になっていたり、交差点あるいは交差点付近が境界となっている場合は、実質的な境界の場所や他の案内標識または規制標識の視認性を妨げない場所に変更することが必要である。また、道路幅が狭い時には、片側に設置(両面式)するとよい。



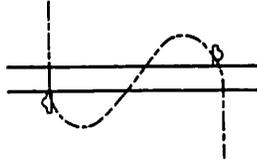
原則



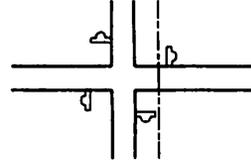
境界が長大橋上の場合



境界が道路上にある場合



境界と道路が真近で入りこんでいる場合



境界が交差点または交差点に近い場合

表示内容

区市町村等の固有名の後には必ず、区，市，町，村，都，県を標示するものとする。

都県境界



都県境界は、同時に区市町村の境界でもあり、両者の標示を必要とする場合もあるが、この場合は両者を1枚の標示板では標示せずに、「都府県102-A）」を「区

市町村(101)」の直上に配置し、2枚の標示板で標示するものとする。この場合、都府県を標示する文字は、区市町村を標示する文字よりも大きくしてもよい。なお、標示板の長さは長い方に合わせて、同一にすると見ばえがよい。文字の前には、定められた紋章を表示するものとする。〈資料2参照〉

(2) 著名地点標識

著名地点および著名地点の分岐点等においては「著名地点(114-A・B)」

を道路の左側の路端，車道の上方又は中央分離帯に設置して，著名地点もしくはその方向をシンボルマーク，ローマ字を入れて案内するものとする。



対象施設例

分類	例
交通施設	駅，バスターミナル，市場，流通センター，港灣，空港
文化施設	公園，遊園地，動物園，植物園，庭園，霊園，墓地，博物館，美術館，絵画館，図書館，資料館，公会堂，文化会館，劇場
名所・旧跡	神社，仏閣，寺院，教会，史跡（城址，墓，貝塚，碑，古戦場）
観光地	展望台，タワー，洞窟，沼，池，湖，滝，谷，名木，河川，橋，峠，ダム，その他の名所
公共（的）施設	大使館，公的地方のサービス機関，病院，学校，警察署，消防署，郵便局，電話局，ホテル，ユースホステル，国民宿舎
体育施設	体育館，運動場，球技場，海水浴場，釣場，ハイキングコース，サイクリングコース，キャンプ場（山小屋）

(3) 歩行者用の案内標識

「著名地点（114-B）」で行う。この標識は，住居案内板，住居表示街区案内図，駅などにある案内図，電柱に書かれている地先名などとして設置されるものであり，歩行者の多い都市部の駅，バス停などの周辺の道路に設置するものとする。文字高さは10 cmを標準とし，ローマ字，シンボルマーク表示を原則とする。〈資料3参照〉案内する施設が多い場合，一つの柱に数枚並べて設置する。

<解説>

歩行者の目標地は、多岐にわたっており、これらの目標地をすべて案内することは、困難である。

したがって歩行者の目印となり利用者の多い施設から選ぶこととする。目印となる施設（地点）とは、現道に面しており、多くの人が知っている、目に着きやすい公共的な施設（地点）であるといえることができる。また、案内する範囲としては、歩行者が一般に歩く距離、バス停、地下鉄などの駅の間隔を考えて、およそ1,000mの範囲内の施設を選び、距離表示はおよそ10m単位で表記する。

1) 案内する著名施設の選定

歩行者のための案内標識（114-B）で案内する著名施設については、「道路標識の設置基準，同解説昭和62年1月（日本道路協会）」を参考に下記の項目に分類して、それぞれの項目毎に検討して選定する。

(a) 交通機関（駅，バスターミナル，市場，流通センター，港湾，空港）

(b) 公園，庭園，遊園地，動物園，植物園，霊園，墓地

(c) 神社，仏閣，教会，史跡，墓碑，記念碑，城跡

(d) 文化施設（博物館，美術館，図書館，公会堂，劇場）

(e) 病院（医療センター，診療所）

(f) 学校（公共職業訓練所，研究所）

(g) 官公庁

① 都，国の行政機関

② 警察署

③ 消防署

④ 郵便局

⑤ 税務署，都税務署

⑥ 区役所，市役所，町役場

⑦ 公共職業訓練所

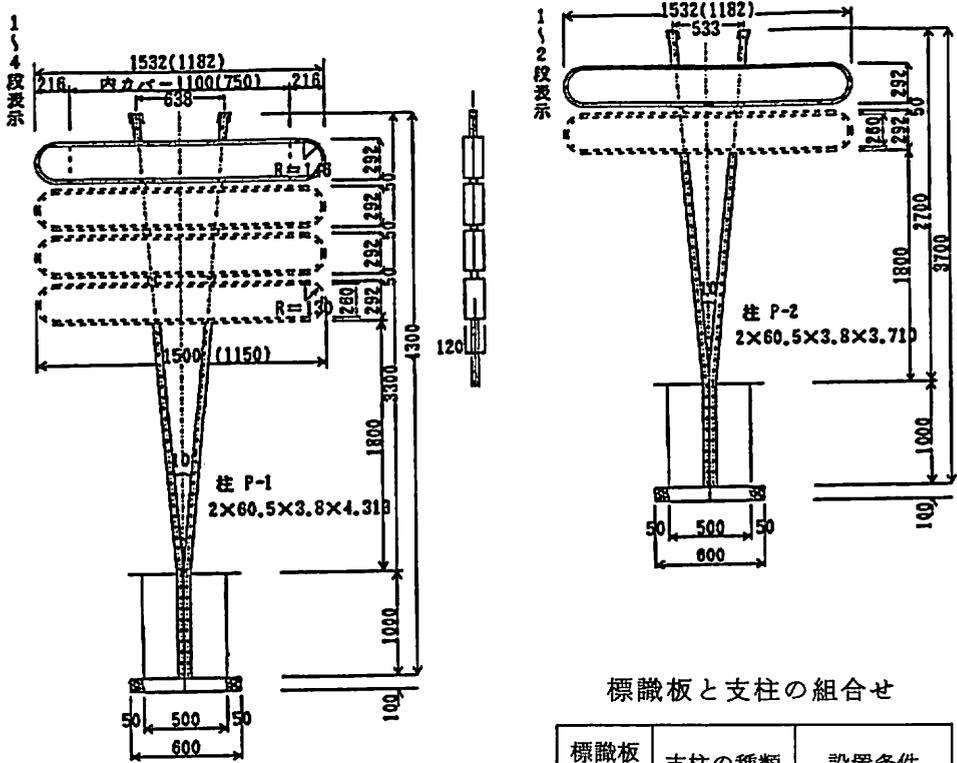
⑧ 各建設事務所

⑨ 社会保険事務所

⑩ 労政事務所

- (h) 体育施設
- (i) 福祉施設
- (j) 青少年活動施設
- (k) 観光地
- (l) その他

著名地点標識標準構造図



() 内寸法は標識板 S 型の場合とする。



標識板と支柱の組合せ

標識板の枚数	支柱の種類	設置条件
1	P-1	歩道等の建築限界外の設置
	P-2	植込み、路側に設置
2	P-2	"
3	P-1	"
4	P-1	"

2) 標識設置位置

- ① 駅に着目し、駅前に区市町村道があれば、駅前から伸びる道路上の著名施設の方面方向を案内する。
- ② 駅前に区市町村道が無い場合には設置しない。
- ③ 主要な交差点に着目し、それぞれの道路延長上にある著名施設の案内を行う。
- ④ 著名施設に着目し、区市町村道からの案内を行う。
- ⑤ 駅から著名施設までの案内を行いながら、逆方向の駅への案内を行う。
- ⑥ 選定された著名施設であっても、駅や主要な交差点から遠く、しかも近くに区市町村道が無い場合は案内しない。
- ⑦ 著名施設が一つの方向に集中する場合、近くの3つまでの案内にとどめ、逆方向の案内も入れるよう配慮する。一つの方向よりも両方向を案内するほうが、位置関係が分かりやすいからである。
- ⑧ 設置しようとする方向の道路上に著名施設がなく、右左折する所に標識が建てられない場合は設置しない。
- ⑨ 幅員の広い道路などでは、両側に標識を設置する。

3) 著名施設名のローマ字表記

歩行者の案内標識には原則としてローマ字を併記する。

方面方向の案内標識(108系)や主要地点標識(114-2AB)にローマ字を併記する場合、原則的には、地点そのものが固有名詞であるため、普通名詞を含む地名であっても、日本語読みをそのままローマ字で表記する。しかし著名地点標識にローマ字を併記する場合の表記の方法は、施設そのものが英語名称を持っているものが多いことなどにより、普通名詞についてはこれを英語に訳し、固有の英語名称が

有ればそれを尊重する。

a. 省略表記

歩行者の案内標識のサイズはいろいろなサイズのものを作ると繁雑になるため、5文字以下のSサイズ(260×1150)と6文字以上のL(260×1500)の二種類ときめた。これは表記する日本語の文字数できめられるためこのまま英語表記するとアルファベットが収まらないこともあり、また視認性判読性向上のため、省略表記できるものについては省略する。この場合、案内する施設そのものに略称がある場合があるので(例 YMCA)問合わせするなどの注意が必要である。

b. 英語表記をする施設名

(ア) 市役所

City office とした。City hall とする市もあったが、City hall は市民会館に使うこととした。

(イ) 区役所

Ward office とした。葛飾区、中野区では Borough office , 江戸川区、板橋区、練馬区では City office としている。

(ウ) 福社会館

Welfare Hall とした。実際の機能用途は、集会場、会議場、結婚式場として、多目的に利用されているが、東京都生活文化局国際交流部外事課の発行する東京都機構一覧によった。

(エ) 羽田空港

Haneda International Airport とした。別に Haneda Airport, Tokyo International Airport, Tokyo Airport などがある。

c. 不明な英文名については施設にもう一度確認するとよい。

(4) 主要地点標識

主要な交差点，主要な町・丁目，主要な橋やトンネル等交通上の主要な目標となる地点には，「主要地点（114の2-A，B）」を道路の左側の路端，車道の上方，中央分離帯又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して，現在地の地点名を表示するものとする。

<解説>

主要地点標識は，現在地や，通過地点を確認する為に必要な標識であり108系の方面方向の道路案内標識と共に道路利用者に無くてはならない標識となっている。

しかし，現在すべての交差点に標識が整備されているわけではない。これは，適当な主要地点がなかったり，標識が添架している道路交通信号機の都合で取付かなかったり，信号の取替えの際に取外したままになっているものなどの理由によることが多い。<資料4参照>

このような，重要な標識は，原則として，主要な交差点には，設置することとし，設置に当たっては，必ずローマ字併記をすることとする。

<留意点>

ローマ字併記

主要地点名のローマ字表記の方法は，原則として日本語読みをそのままローマ字表記（ヘボン式）するものとする。

しかし，日本語読みをそのまま表記すると，ローマ字のつづりが長くなり視認性が悪くなったりすることもあり，また外来語など日本語読みではむしろ意味が通じない事もある。そこで，主要地点標識はつぎの様にローマ字で主要地点名を併記することとする。（Bはローマ字を縦表



示とする。)

a. 読みをヘボン式で表記する

原則として、主要地点名の日本語読みをそのままローマ字で表記する。著名施設（公共施設）名を使用した地名については、固有名詞はローマ字、普通名詞は英文で示すことになっている。（道路標識設置基準同解説）

しかし、施設名称と地点名が一致している場合は、一部に普通名詞が使われていても、普通名詞を含んだ施設名称が固有名詞となることから、施設名はそのままローマ字で表記する。

例えば、芝公園は、芝にある公園と考えれば Shiba park と表記することになるが、芝公園という固有名詞と考えれば、Shibakoen となる。

例：	千代田区役所	Chiyodakuyakusho
	小金井三小	Koganeisansho
	豊玉陸橋	Toyotamarikkyo
	石神井高校	Shakujiikoko
	環七通り	Kan-nanadori
	大山団地入口	Oyamadanchi iriguchi

b. ローマ字表記の省略

視認性、判読性を考慮して、ローマ字を略しても誤解の生じない範囲で下記の通り省略して表記する。

(ア) 丁目、番の省略

住居表示では、丁目までが町名で有り、本来切離すことはおかし
いが、標示の簡略化のため、chome, ban とあえて書かない。

例：	外神田五丁目	Sotokanda 5
	東山一丁目	Higashiyama 1
	砂川三番	Sunagawa 3

(イ) 前、裏、角、入口の省略

市役所前の「前」、小学校裏の「裏」及び、高校脇の「脇」につ
いては主要地点標識がその目標地に接している場合は、mae, ura,
waki などのローマ字は省略する。

例：	靖国神社前	Yasukuni jinja
	四谷一中裏	Yotsuyaitchu
	深川五中角	Fukagawagochu
	港図書館入口	Minatotoshokan

注1) ある目標物の周辺で、その施設名を二箇所以上の主要地点
標識の表示地名に使用し、末尾に「裏」、「前」をつけて二
地点を区別している場合は、ローマ字「mae」は省略するが、
「ura」は省略しない。

注2) 「前」「裏」が表示されていても、その地点が目標物に接
しておらず、しかも目標物まで距離があり、見えない場合に
は、ローマ字表記のmae, ura, kado, iriguchi は省略しな
い。

(ウ) 「東」、「西」、「南」、「北」、「入口」の省略

表示地名で「東」「西」等が地名、あるいは目標物の末尾に使用
され、その位置関係を表している場合で、目標物が見えるところや

接しているときは，higashi，nishiなどのローマ字を省略する。

ただし，同一地名の末尾に「東」，「西」等がついて地点を区別している場合，地点名の一部として使用されている場合は省略しない。

例：	銀座3北	Ginza 3
	勝どき橋西	Kachidokibashi
	港図書館入口	Minatotoshokan
	目白坂下南	Mejirosakashita
	井草三丁目東	Igusa 3
	中央公園北	Chuokoen
	中央公園前	Chuokoen mae
	中央公園南	Chuokoen minami

注) 橋に使用している西詰，東詰等の「詰」のローマ字表記は省略する。

	葛西橋西詰	Kasaibashi nishi
	葛西橋東詰	Kasaibashi higashi

(㉔) 区市町村名の省略

区市町村名が入った地点名で，明らかにその地域の中にあることが分る場合，区市町村のローマ字は省略する。

例：	三鷹市狐久保	Kitsunekubo
	八王子追分町	Oiwakecho
	東村山浄水場前	Josuijo

c. 英文表記

他の機関や施設で一般に使われており英文で表記しても，外国人，日本人ともに理解ができると思われるものについては，ローマ字で表

現せずに英語で表記する。

(ア) 公共的施設のうち、一般に普及している表記方法

例：	警察署	Police Sta.
	郵便局	Post Office
	駅	Sta.

(イ) 外来語や一般的なカタカナ言葉のうち、日本人にも使いなれて
いるものについては、カタカナを英文の綴りで表記する。

例：	センター	Center
	タワー	Tower
	ホール	Hall
	グラウンド	Ground
	ターミナル	Terminal
	プール	Pool
	ニュータウン	New Town
	ホーム	Home
	トンネル	Tunnel

(ウ) 地名の末尾に「東」、「西」、「南」、「入口」等がつく場合は日本語読みで、「higashi」、「nishi」、「minami」、「kita」、「iriguchi」と表記するが、前記(ア)、(イ)の末尾につづく場合は、英文略文字「E」、「W」、「S」、「N」、「Ent.」で表記する。

例：	消防署入口	Fire Sta. Ent.
	ホール東	Hall E
	センター南	Center S.

2-5 警戒標識

警戒標識は、道路形状の予告、路面または沿道状況の予告、気象状況、その他の注意の予告など、それぞれの目的に合わせ適切に設置されなければならない。

<解説>

設置の対象、種類および使用の区分、設置場所などの詳細については、「基準」に準ずるものとなるが、必要以上に多くなならない様効果的な設置に留意する。

設置方法については路側式を標準とする。但し信号機のある交差点及び方面方向等の案内標識が設置されている場合には、201-A, B, C, Dは必要としない。

デザインの追加

- (1) 蒸気機関車がほとんど走っていないという状況に対応するため、「踏切あり」に電車をデザインした様式を追加された。なお設置に当っては利用者への周知を図るため当分の間、「踏切注意」の補助標識を附置すること。



踏切注意 509-3

207-B 「踏切あり」



動物注意 509-5

214-2 「動物が飛び出す
おそれあり」

2-6 規制標識

規制標識は、次の場合に設置するものとする。

- (1) 道路法第46条第1項もしくは、第3項または第47条第3項の規定により道路の通行を禁止し、または制限する場合。
- (2) 自動車専用道路、自転車専用道路等の入口、その他必要な場所において、出入の制限の対象を明示する場合。

<解説>

この標識には道路管理者が設置するもの(319~322, 325)と、道路管理者、公安委員会双方が設置するもの(301~304, 310, 310の2, 311-A~F, 325の2~4, 326-A~B, 329)があり、設置に当たっては相互に競合しあわないよう調整を図ると共に、他の標識との内容が相互に矛盾しないよう留意し、全体として設置効果をより高める必要がある。

2-7 指示標識

道路管理者が設置する「規制予告(409-A, B)」標識は、交通の安および円滑を図るために必要がある場合に設置する。

2-8 補助標識

補助標識は、本標識を補充する目的で設置する。

第 3 章 道路の分類

3-1 道路種別と道路分類との対応

各種の道路を道路網の中で果たす役割に着目して、道路分類では3種類に分類し、道路種別との対応は次表を標準とする。

道路の種別 道路分類	一 般 国 道		都 県 道		区 市 町 村 道
	指定区間	指定区間外	主要地方道	一般都県道	主 要 な 区 市 町 村 道
主要幹線道路	●	○			
幹線道路	○	●	●	○	○
補助幹線道路			○	●	●

●：主たる対応

この基準を適用する道路は、次の3つに分類するものとする。

- (1) 主要幹線道路
- (2) 幹線道路
- (3) 補助幹線道路

<解説>

道路幅員及び横断面構成要素は道路の分類に応じて設定されるべきものである。道路構造令においては道路の種類、道路の存する地域、地形及び計画交通量により道路の区分を行っているが、この基準においては、道路がその網体系の中で果たすべき機能に着目して、次の3つの分類を定めた。

- (1) 主要幹線道路

主として地方生活圏及び大都市圏内の骨格となるとともに、高速自動車

国道を補完して生活圏相互を連絡する道路をいう。

(2) 幹線道路

地方部にあつては、主として地方生活圏内の二次生活圏の骨格となるとともに、主要幹線道路を補完して、二次生活圏相互を連絡する道路をいう。

都市部にあつては、その骨格及び近隣住区の外郭となる道路をいう。

(3) 補助幹線道路

地方部にあつては、主として地方生活圏内の一次生活圏の骨格となるとともに幹線道路を補完し、一次生活圏相互を連絡する道路をいう。

都市部にあつては近隣住区内の幹線となる道路をいう。

なお、ここで用いた地方生活圏及び二次生活圏の用語は建設省地方生活圏構想（地域計画の主要課題43年7月）において使用する用語の例によるもので同構想によればこれらは以下のように定義されている。

地方生活圏……ある程度の大きさをもった都市を中心として、いくつかの二次生活圏から構成される地域をいう。

二次生活圏……大きな買物ができる商店街，専門医をもつ病院，高等学校などかなり広範囲の利用圏をもつ都市を中心に一次生活圏をいくつかその中に含む地域をいう。

一次生活圏……役場，診療所，中学校などの基礎的な公共施設が集まっています，それらのサービスが及ぶ地域をいう。

第4章 目標地の分類

4-1 目標地の選定基準

1) 分類

地名方式に用いる目標地（情報内容）は、地域と地点を対象にしたもので、次の6つに分類できる。

1. 基準地

重要地の中で特に都県の中心となる都市

2. 重要地

- ① 地方生活圏の中心都市（一地方生活圏で一つ）
- ② 主要幹線道路の交差する市

3. 主要地（以下に該当する地名が、目標候補地となる）

- ① 二次生活圏の中心区，市，町，村
- ② 主要幹線が交差する町
- ③ 主要幹線と幹線道路，幹線道路と幹線道路の交差する区，市，町，村
- ④ 高速自動車道のI.C.がある区，市，町，村
- ⑤ 空港がある区，市，町，村
- ⑥ 主要な港湾，鉄道の主要駅などを有する区，市，町，村
- ⑦ 大規模な工業基地，流通団地等を有する区，市，町，村
- ⑧ その他，著名な史跡，名勝地等

4. 一般地（以下に該当する地名が、目標候補地となる）

- ① 重要地，主要地以外の区，市，町，村
- ② その他，沿道の著名な地名

5. 著名地点及び主要地点

- ・交差点，峠，河川，温泉，その他特殊な地点

6. 行政境界

- ・都県界，区市町村界

1～5の分類のうち，1～3は地域を対象とし，4～5は地点を対象にしたものである。

案内標識に用いる地名として，経路案内の目標地には主として地域（1～3）を対象とし，特殊な場合には，著名地点及び主要地点を用いる。一方，地点案内には，地点（4～5）を対象とし，これらは標識番号（114）系統，（101）及び（102）の標識で案内される。

2) 経路案内に用いる地名の選定

経路案内の目標地として用いる地名は，前途の条件に合う地名（目標候補地）の中から，標識を設置する道路の性格，周辺の道路網，目標候補地の間隔などを考慮して，適切に選択しなければならない。また，地名の選定にあたっては，案内標識相互の一貫性を保つことが重要であるため，道路管理者はその管理する道路と管轄外の道路との間で案内の連続性が保たれるよう関係する他の道路管理者と十分に連絡調整をすることが必要である。

第 5 章 目標地の採用基準

目標地の採用は、道路の分類に応じ次を標準とする。

目標地分類 道路分類	基準地	重要地	主要地	一般地
主要幹線道路	●	◎	○	
幹線道路		◎	◎	○
補助幹線道路		◎	◎	◎

1. ◎第1ランク……原則として用いる地名
 ○第2ランク……2地名表示の場合に用いる地名
 ●基準地使用……106標識で3地名の場合に用いる地名
2. 補助幹線道路で目標が第1ランク（一般地）のみの場合は、当該路線の起終点又は接続する上位路線（重複している場合も含む）の目標地を第1ランクとして用いることができる。

5-1 目標地の表示基準（表示の原則）

案内標識は、表示の連続性を保つ上から同一路線上では、予告、指示、確認標識は同一地名を用い、一度表示した地名は目的地に到達するまで表示する。

また交差点で他の路線（右左折）の表示地名についても同様に表示することを原則とする。表示方法は以下による。

- (1) 予告、指示標識に表示する目標地は、当該路線上の直進方向では2地名又は1地名表示とする。また交差する道路の方向の地名は1地名表示で直近の第1ランクの地名を表示することを原則とする。

なお当該路線上の交差点で直進方向を2地名表示する場合は横2列に表

示する。その場合、左側は直近第1ランク地名(遠くの目標地名)を、右側は直近第2ランク地名とする。ただし直近第1ランク地名が直近第2ランク地名より当該路線近地点である時は、右側に直近第1ランク地名を、左側にその次の第1ランク地名を表示する。

また、当該路線が交差点で屈折していて、当該進入方向に2地名表示する場合は、縦2列に表示する。その場合、上段は直近第1ランク地名を、下段は直近第2ランク地名とする。ただし、直近第1ランク地名が直近第2ランク地名より当該路線近地点である時は、下段に直近第2ランク地名を、上段にその次の第1ランクを表示し、遠近差を重視する。

(2) 確認標識に用いる目標地の地名表示の他に上位道路等主要幹線の路線名を案内することができる。又、路線番号でも表示することができる確認標識に表示する目標地は2地名を原則とする。ただし、主要幹線道路で特に遠距離より基準地を表示する場合は3段表示する。なお、表示地名の配列順序は前述の予告、指示標識と同様とし、基準地は最上段に表示する。

(3) 目標地は、その地名が表わす行政区域の区域外で使用する。ただし行政区域内であって非市街部から使用する場合は「〇〇市街」又は、市街部に特別主要地を設ける。

方面案内で使用する一般地の中の著名地点は、その行政区域内に入ってから用いることを原則とする。

道路の分類

	機能	道路の性格	道路
主要幹線となる道路	<ul style="list-style-type: none"> ○都内交通を地区から地区へ導く ○隣接県からの交通を都内へとみちびく ○都内の交通を隣接県へ導く 	<ul style="list-style-type: none"> ○首都圏の主なる都市を相互に結ぶ連続的な道路 ○都内を広域に移動する交通が多い道路 ○都心から隣接県まで連続している道路 	<ul style="list-style-type: none"> ○国道の全部 ○目白通り, 新目白通り, 青梅街道, 新青梅街道 ○府中街道 ○奥多摩街道, 新奥多摩街道 ○主な環状道路
幹線となる道路	<ul style="list-style-type: none"> ○主要幹線となる道路から補助幹線となる道路へ導く 	<ul style="list-style-type: none"> ○主要幹線となる道路と主要幹線となる道路で囲まれた地区へ流出入する交通の多い道路 ○主要となる幹線道路を相互に連続的に結合している道路 ○通称名がつけられており, よく知られた道路 	<ul style="list-style-type: none"> ○通称道路名のついた路線 ○一般都道のうち, 幹線と見なすことが出来る路線
補助幹線となる道路	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線となる道路から目的地へ導く ○目的地から幹線となる道路へ導く 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区あるいは著名施設(区役所, 市役所, 駅など)の出入りに利用され, 通過交通が少ない道路 ○通称名の付いていない一般都道 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般都道

道路の分類と目標地

	重要地	主要地	準主要地	一般地
主要幹線となる道路	◎	○		
幹線となる道路	◎	◎	○	
補助幹線となる道路	◎	◎	◎	◎

(注)◎ 第一ランク 原則として用いる地名。

○ 第二ランク 2地名表示の際に用いる地名。

・重要地

- ・副都心，及び心となる地区
- ・23区に於ける生活圏の中心地
- ・東京国道工事事務所との協議により決めた地名
- ・三多摩地区に於ける生活圏の中心地
- ・主要幹線となる道路と主要幹線となる道路とが交差する結節点
- ・主要幹線となる道路上にあり知名度があり，なじみのある地区

・主要地

- ・23区内に於ける重要地に含まれない生活圏の中心地
- ・三多摩に於ける重要地に含まれない生活圏の中心地
- ・主要幹線となる道路と主要幹線となる道路とが交差する結節点
- ・主要幹線となる道路上にあり知名度があり，なじみのある地区

・準主要地

- ・二次生活圏の中心市町村
- ・主要幹線となる道路と幹線となる道路，幹線となる道路と幹線となる道路との交差する結節点

- ・幹線となる道路上にある著名地点ならびに，知名度のある公共施設
（橋，公園）
- ・三多摩地区における著名な史跡，名勝地
- 一般地
 - ・補助幹線となる道路と補助幹線となる道路が交差する地点の町名
 - ・道路上に於ける著名な町名，旧所史跡名勝地
 - ・市町村における知名度の高い公共施設
 - ・道路通称名

目標地の標示

108系の道路案内標識は直進2地名を。右，左はそれぞれ原則として1地名表記とする。

表記する目標地は，道路の分類に応じて異なる。すなわち主要幹線となる道路には重要地と主要地。幹線となる道路は重要地，主要地，準主要地。補助幹線となる道路は重要地，主要地，準主要地，一般地と細かな目標地まで案内する。

a. 直進2地名標示の方法

(ア) 主要幹線となる道路

1. 最も近い重要地と最も近い主要地の2地名
2. 2番目に近い重要地と最も近い重要地の2地名
3. 2番目に近い主要地と最も近い主要地の2地名

(イ) 幹線となる道路

1. 最も近い重要地と最も近い準主要地
2. 最も近い主要地と最も近い準主要地
3. 2番目に近い準主要地と最も近い準主要地

(ウ) 補助幹線となる道路

1. 最も近い重要地と最も近い一般地
2. 最も近い主要地と最も近い一般地
3. 2番目に近い準主要地と最も近い一般地

b. 左右目標地の標示方法

(ア) 交差道路が主要幹線となる道路の場合

左右とも最も近い重要地か主要地の一地名

(イ) 交差道路が幹線道路の場合

左右とも最も近い主要地が準主要地の一地名

(ウ) 交差道路が補助幹線道路の場合

左右とも最も近い準主要地か一般地の一地名

c. 標示時の留意点

最も近い目標地といっても、設置場所がその目標地のエリアにはいつている場合は、その先の目標地を最も近い目標地として表示する。

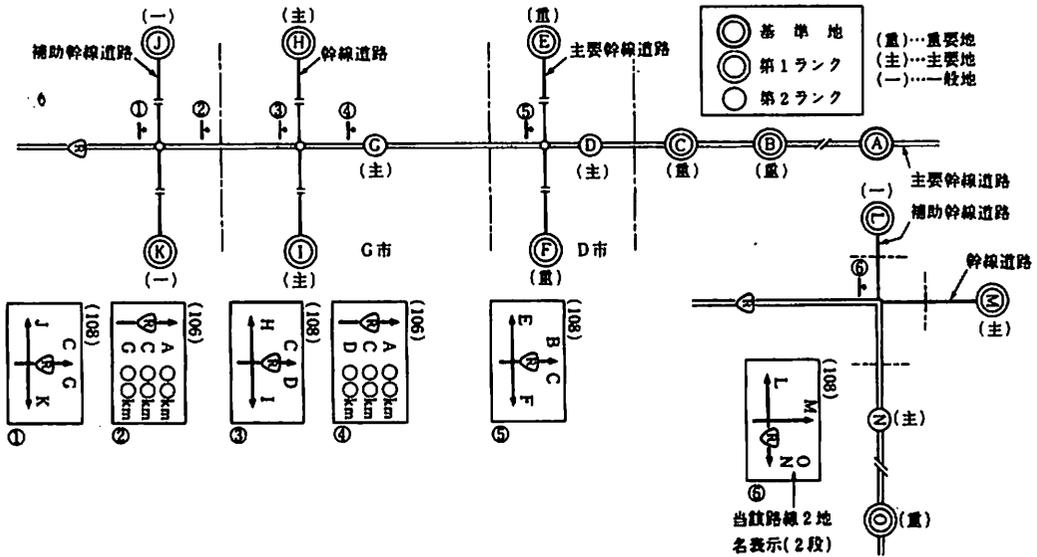
都心では、選定された目標地が非常に密なため最も近い目標地が非常に接近している場合がある。この場合は、その先の目標地を最も近い目標地として表示する。

d. 路線別目標地

<資料 5 参照>

5-2 系統的標識のレイアウト

目標地の選定の例

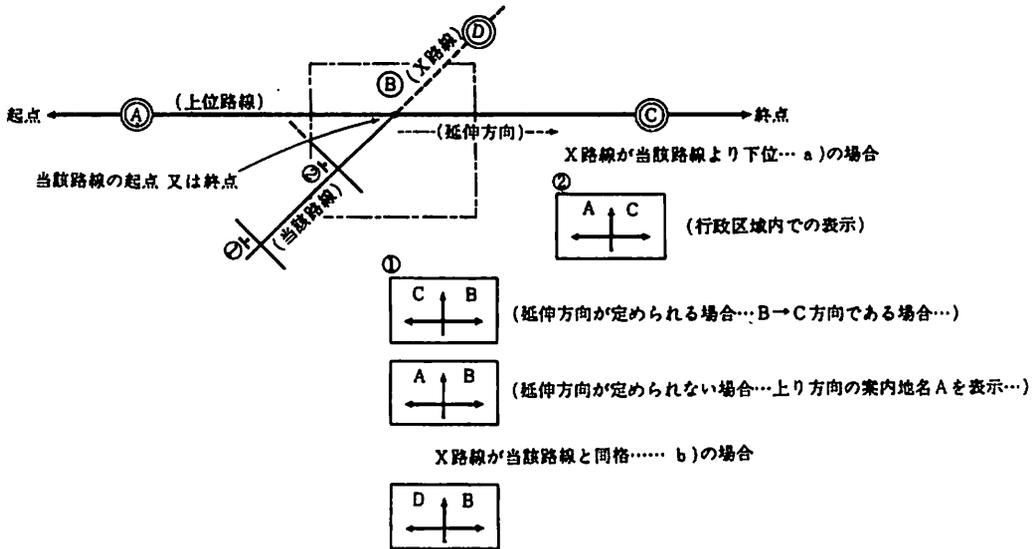


5-3 路線外延伸方向の表示

路線の起終点で新しい路線を延伸して表示する場合の路線の選定は、地域の走行形態、道路幅員、交通量等を勘案して総合的に判断し決定する。なお決めがたい場合は以下を目安として判断する。

- (1) 道路種類の上位を採用する。
- (2) 道路が同格の場合は、路線番号の小さい数字の路線を採用する。

路線外延伸方向の表示例



5-4 距離表示

- ◎ 距離表示は 105, 106 標識において行うことを原則とする。
- ◎ 目標地までの距離は、標識設置地点から目標施設の最近地点（交差点等）までの距離に加算距離を加えた距離とする。その場合、標識設置位置から最近地点までは実測によることを原則とする。
- ◎ 距離は Km 単位に四捨五入するが、前後の既設標識の表示距離と不整合が生じないように注意する。

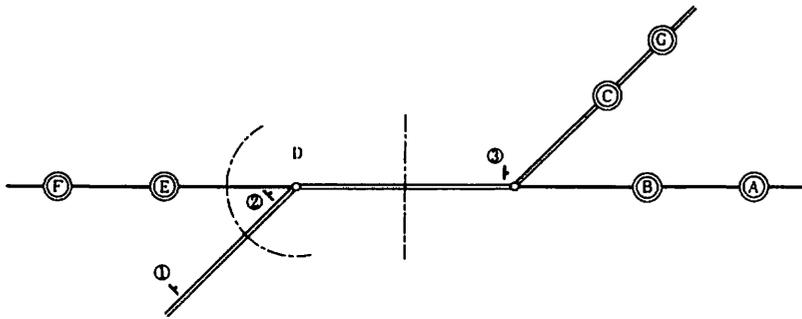
5-5 特殊な場合の表示

- ◎ 道路の分類で上位路線と下位路線が重複している場合、下位路線の案内は上位路線までとし、重複区間の両端の接節部を下位路線の起終点とみなして目標地を選定する。
- ◎ 同格の道路どうしの重複区間は、原則として路線番号の小さい道路の案

内を優先させる。

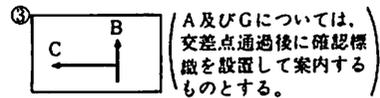
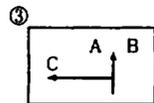
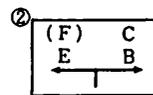
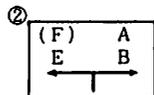
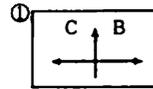
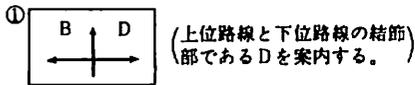
- ◎ 当該路線の優先させる道路との合流における案内は、それぞれ路線の直近第1ランク地名を用いて表示し、分流部で用いた直近第1ランク地名と整合させる。

重複区間の表示例



a)の場合 [= : 下位路線
- : 上位路線]

b)の場合 [=] 同格の道路



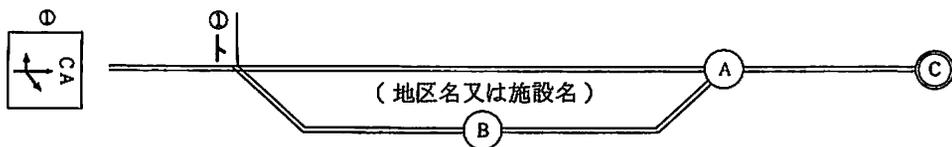
- ◎ 同一地点に向う場合の表示

当該路線から分岐している道路で案内すべき目標地が、当該路線と同一の場合、分岐道路の方向への案内は経由する地区名、施設名等を表示する。

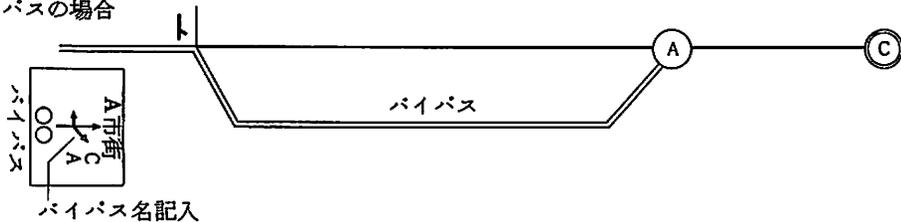
バイパスの場合は、旧道方向に市街地名等を、バイパス方向には次の直

近第1ランク地名を用いて2段表示し併せてバイパス名を表示する。

同一地点に向う場合の表示例



バイパスの場合



第 6 章 文字の表示基準

道路案内標識に表示する漢字・仮名・ローマ字，及び数字の字体と書体の標準化を行ない，統一された，美しく読みやすい文字を表示する。

6-1 漢字及び仮名の書体

漢字及び仮名の書体は次の例示の通りとする。

青地に白文字の場合……………表 6-1 (ナール D)

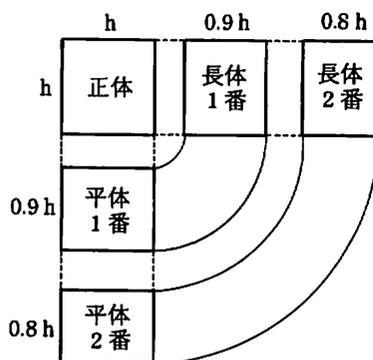
白地に青文字の場合……………表 6-2 (ナール DB)

文字の形態は正体(縦と横の比が 1 : 1)を原則とする。ただし，表示板のレイアウト及び設置条件から，やむを得ない場合に限り，長体文字を用いることができるものとする。

長体文字は，長体 1 番(横幅が縦の長さの約 90%)，又は長体 2 番(同 80%)のいずれかとする。

一つの標示板では，同一方向の二地名表記は，原則として同一のものを用いる。

変形文字の寸法



文字はレターフェイス（文字が作り出す空間を含めた大きさ）による。

(図 6 - 1)

表 6 - 1

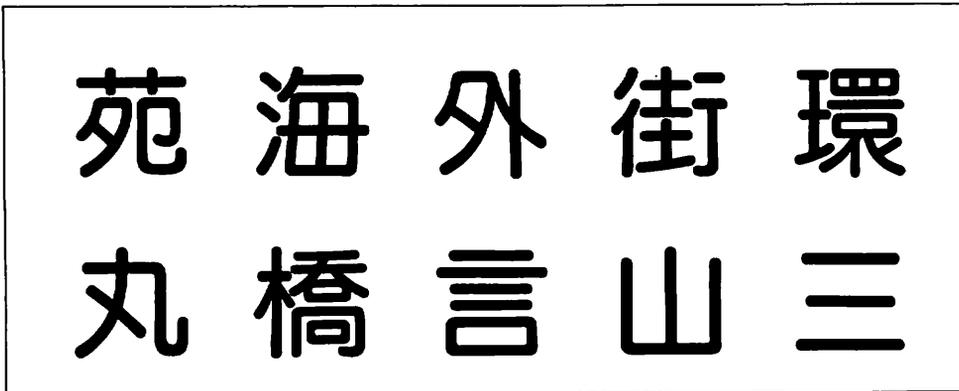


表 6 - 2

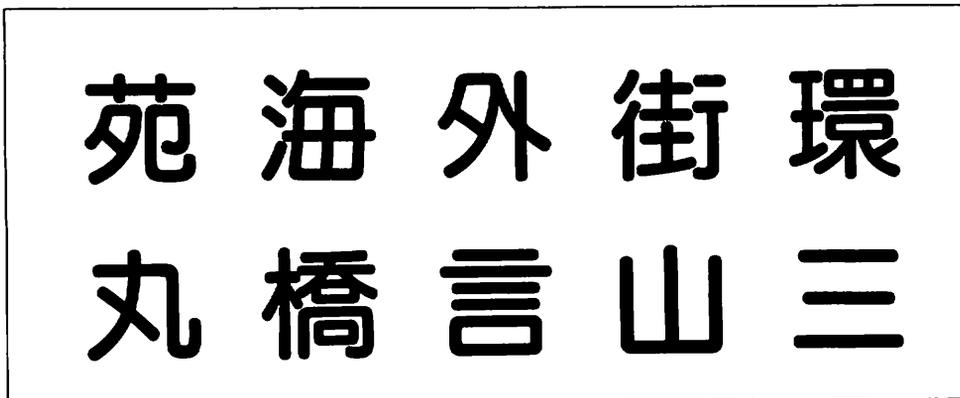
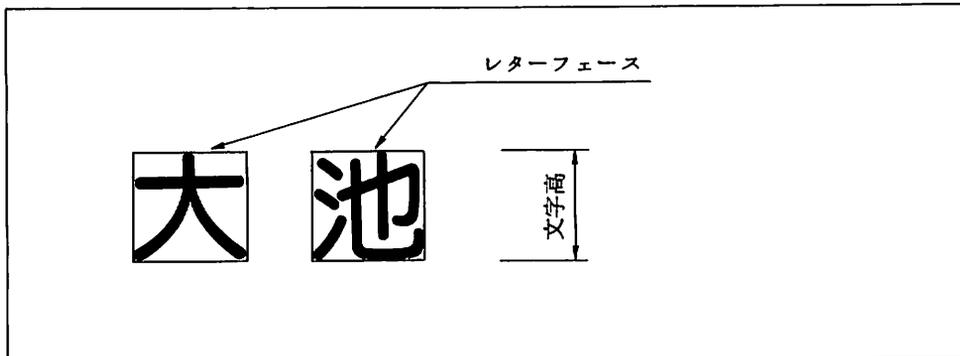


図 6 - 1



ローマ字（ヘルベチカ・デミボールド）

長体 1 番（大文字）

**ABCDEFGHIJK
LMNOPQRSTU
VWXYZ**

長体 2 番（大文字）

**ABCDEFGHIJKL
MNOPQRSTUV
WXYZ**

長体 1 番（小文字）

**abcdefghijklm
nopqrstuvwxyz**

長体 2 番（小文字）

**abcdefghijklmno
pqrstuvwxyz**

6-3 数字の書体

数字はヘルベチカ・デミボールドとする。

数字（ヘルベチカ・デミボールド）

正体

0123456789

長体1番

0123456789

長体2番

0123456789

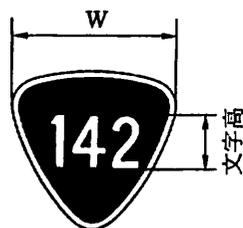
長体3番

0123456789

(1) 国道番号

国道番号の桁数に対応する書体及び文字高は次表を標準とする。

桁	番号の構成	書体	文字高
1		ヘルベチカ デミボールド 長体1番	$W/2$
2	1を含む番号	" 長体2番	$W/2$
2	1を含まない番号	" 長体3番	$W/2 \times 0.9$
3		" "	$W/8 \times 0.8$



(2) 予告距離

ヘルベチカ・デミボールド長体1番とする。

単位記号の m の文字高さは、距離を示す数字の $3/4$ の高さとする。

(3) 114, 105, 106系標準に表示する距離

数字は、ヘルベチカ・レギュラー・コンデンスとし、正体を原則とする。

単位記号 (Km) は、ヘルベチカ・デミボールドとし、長体2番を原則とする。文字高は数字の $1/2$ とする。

数字(ヘルベチカ・レギュラー・コンデンス)

正体

0123456789

Km (ヘルベチカ・デミボールド)

長体2番

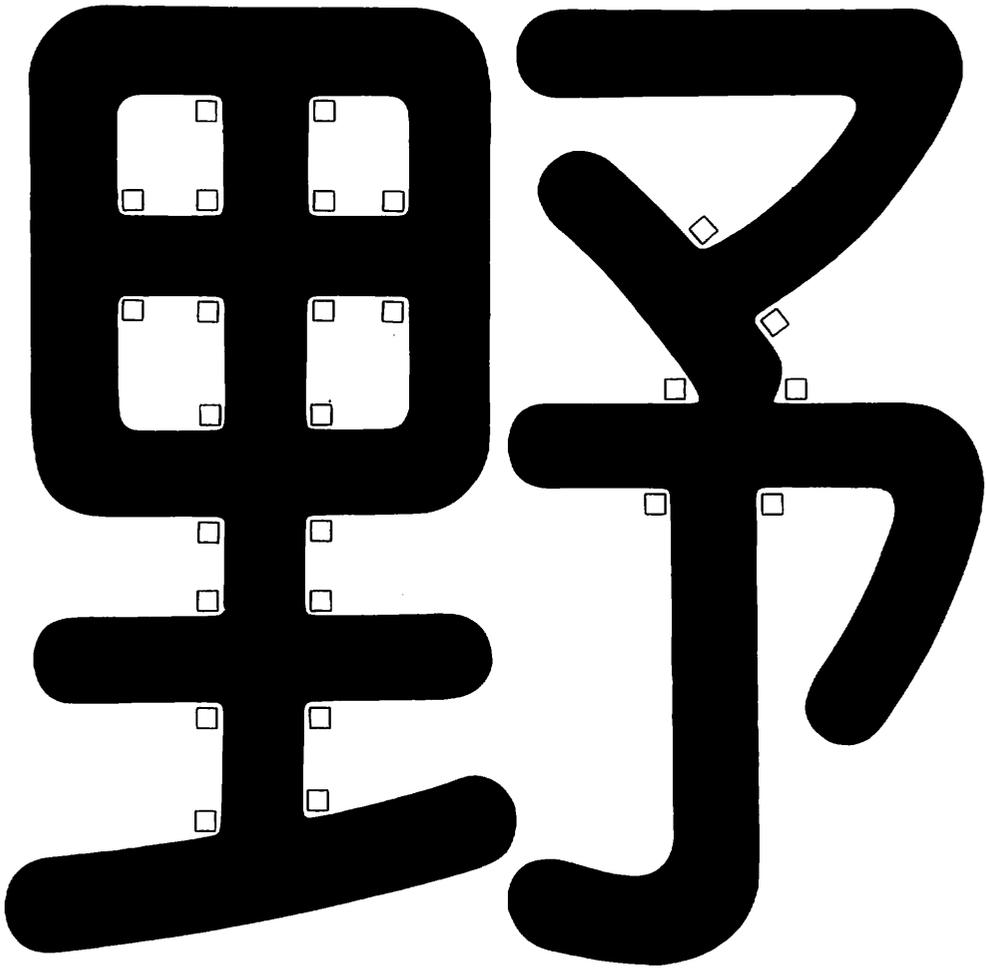
Km

6-4 ローマ字表示のつづり方

ローマ字のつづり方は、一般に昭和29年12月9日付け内閣表示によつては、道路標識は国連条約の趣旨、従来の貫習に基づき、固有名詞についてはヘボン式、普通名詞については英語で表記するものとする。

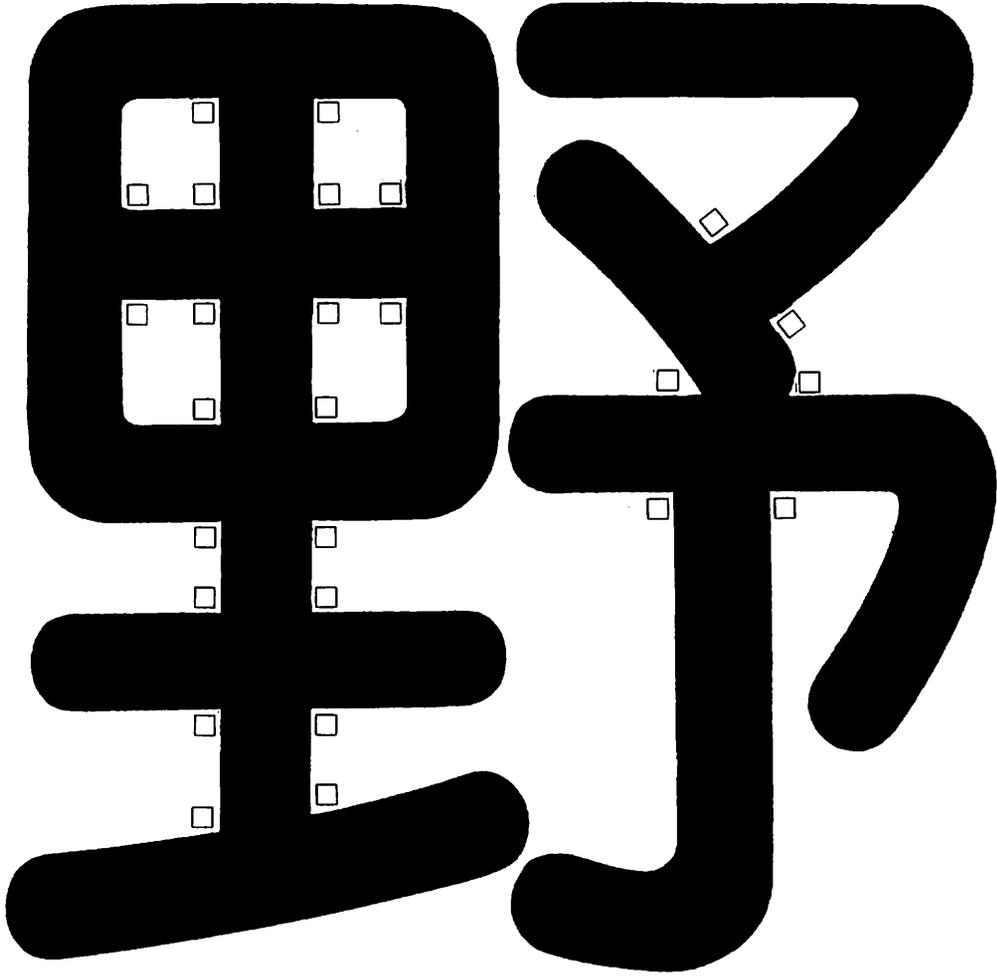
<資料6参照>

ナールDの拡大文字例



(注) 文字を構成する線の屈折部は曲線であり、線と線との交差部の隅角は直線である。上図に四角(□)で示す箇所を曲線にしてはならない。

ナールDBの拡大文字例



(注) 文字を構成する線の屈折部は曲線であり，線と線との交差部の隅角は直線である。上図に四角(□)で示す箇所を曲線にしてはならない。

第7章 設置計画

7-1 設置場所の選定

設置場所は標識の視認性を確保することは言うまでもないが、道路の構造、交通の状況、沿道の状況等を検討のうえ、道路利用者に安全かつ円滑に案内ができるよう道路標識の種類に応じ適正に設置する必要がある。従って次の事項に留意すること。

- (1) 電柱、消火栓、街路樹、沿道の樹木、沿道広告物、塀、電話ボックス、郵便ポストまた他の道路標識等により見えにくくなるおそれのない場所を選ぶこと。
- (2) 道路標識等の交差点付近への集中を避けるため、設置する必要のないものについては出来るだけ交差点付近を避けること。
- (3) 交通の障害または危険とならない場所を選ぶこと。
- (4) 損傷を受けるおそれのない場所を選ぶこと。
- (5) 管理上支障のない場所を選ぶこと。
- (6) 道路構造上に著しく支障をおよぼさない場所を選ぶこと。
- (7) 沿道の住民に対して著しく支障をおよぼさない場所を選ぶこと。

道路標識の視認性を妨げる原因としては、大きくは道路の付属施設および道路占用物件がある。

道路の付属施設、立体施設には横断施設、照明、街路樹、他の標識、情報板等があり、これらの設置状況および将来の設置計画を検討のうえ、道路標識の設置場所を選定する必要がある。特に、落葉樹が植えられている場合には繁茂期において障害にならないか、どうかの検討を忘れてはならない。

また、道路の占用物件としては電柱、消火栓、公衆電話、看板、ポスト等があり、これについても検討が必要であり占用申請が出て来た際にも既存の標識に対して視認障害とならないことを確認したうえで許可する必要がある。

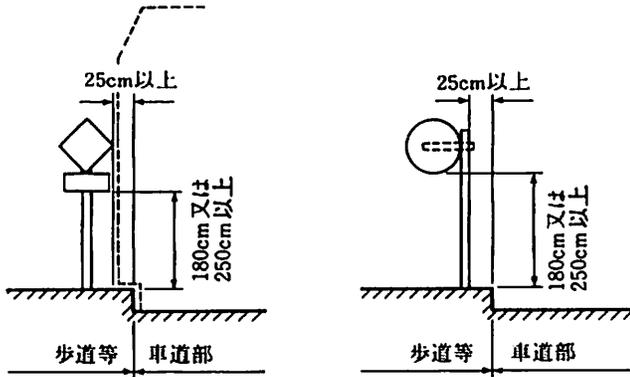
7-2 設置方式

道路標識の設置高さ並びに設置位置を決める場合は、車道部及び歩道部等の建築限界、視認性等に留意しなければならない。

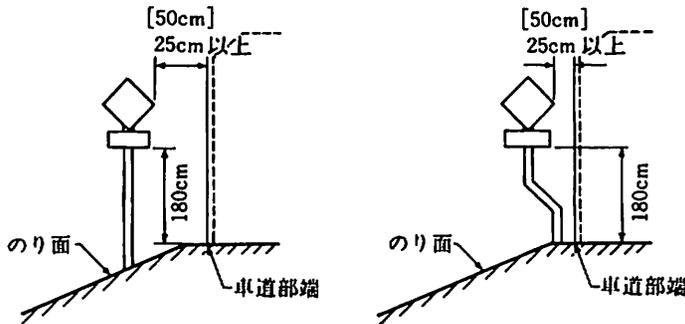
設置方式	設置方式 (例)
路側式	<p>歩道等 車道部 歩道等 車道部 歩道等 車道部</p> <p>のり面 2.5m以上 歩道等 車道部</p> <p>単柱型 複柱型</p>
片持式 (オーバーハング式)	<p>逆L型 歩道等 車道部 F型</p> <p>車道部 分離帯 車道部 T型</p>
門型式 (オーバーヘッド式)	<p>歩道等 車道部 歩道等 車道等 車道部 歩道等</p>
添架式	<p>横断歩道橋 標識 歩道等 車道部 歩道等</p> <p>標識 歩道等 車道部</p> <p>陸橋 標識</p> <p>標識</p>

建築限界（道路構造令第12条）による設置例

イ) 歩道等に設置する場合（路側式）



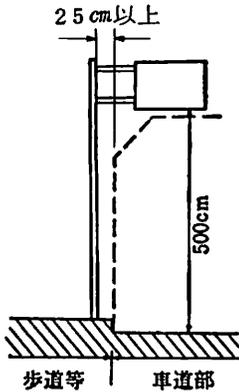
ロ) 歩道等を有しない場合（路側式）



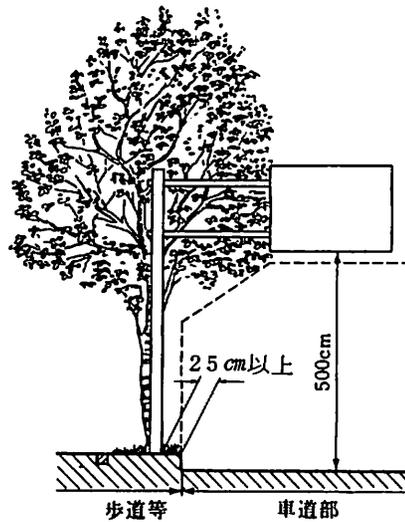
(注)

[]内は、第
1種第1級及び
第2級の道路

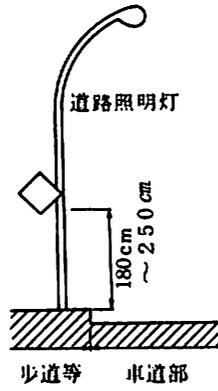
ハ) の1 片持式 25 cm以上



ハ) の2 片持式（植樹されている道路）

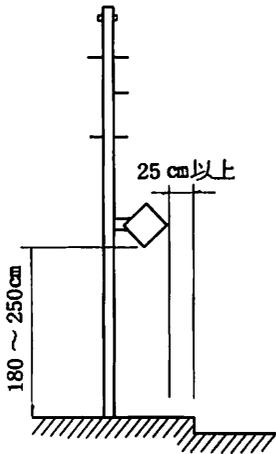


二) 添架式



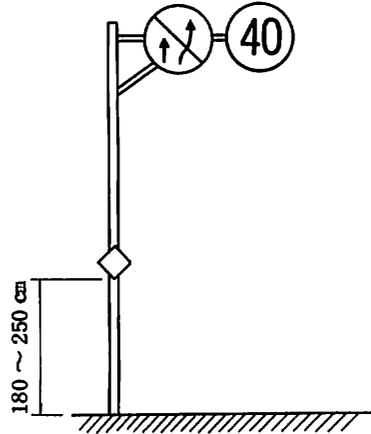
ホ) その他の施設に添架する場合

ホ) の 1 電柱に添架する場合



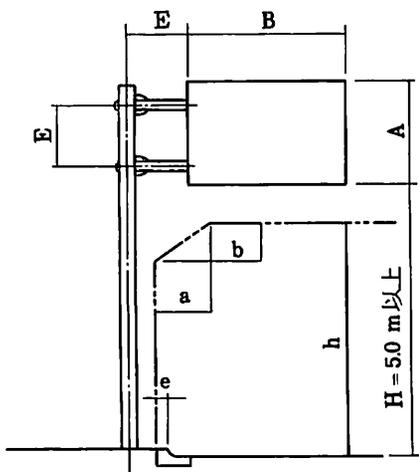
ホ) の 2

規制標準に添架する場合



- 注) 1. ホ) の 1 の場合 掛広告、巻看板等がある場合は添架したものと
する。やむをえない場合は<資料7>を参照すること。
2. 柱の管理者の承諾を得ること。

支柱構造の基本寸法および建築限界の標準。



建築限界	
h	4.5 m
a	1.0 m
b	0.7 m
c	0.25 m

支柱設置の基本寸法	
A	標識板縦寸法
B	標識板横寸法
C	張り出し長 1.0m 2.5 m
E	梁間隔

標識板設置高の一般的基準	
H	5.0 m

(1) 案内標識

案内標識の設置方式は、次表による。

標準番号	標準の種類	設置方式
101	区市町村	片持式
102-A	都県	"
106-A	方面及び距離	片持式(多車線道路にあっては門形式)
108-A	方面及び方向の予告	" (")
108の2-A	方面及び方向	" (")
108の3	方面・方向及び道路の通称名の予告	片持式(")
108の4	方面・方向及び道路の通称名	片持式(")
114-A, B	著名地点	路側式
114の2-A, B	主要地点	信号機等添架
118	国道番号	路側式
119-A, B, C	道路の通称名	路側式

(2) 警戒標識

警戒標識は、原則として路側式とする。

設置高さ

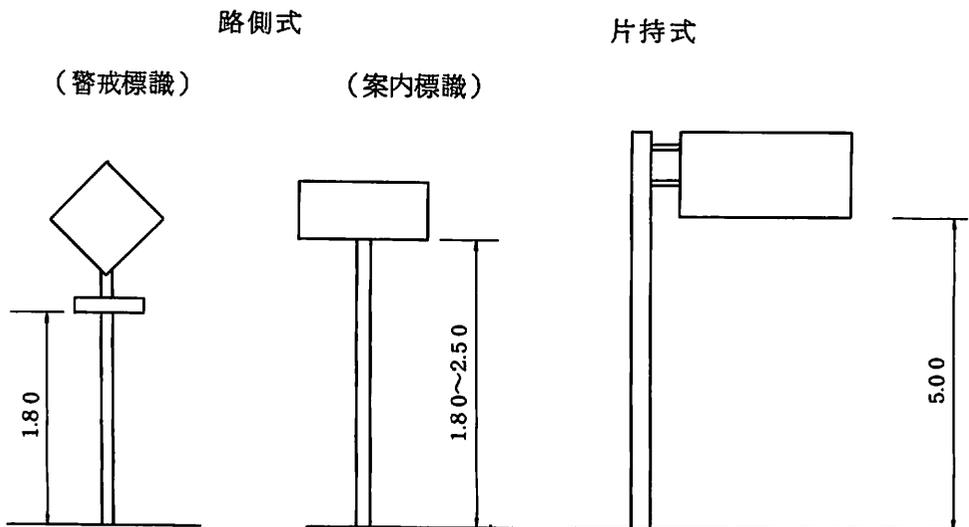
道路標識の標識板（補助標識板を含む）下端の、路面からの高さは次のとおりとする。

(1) 路側式

- 1) 警戒標識は、1.8 mを標準とする。
- 2) 案内標識は、1.8～2.5 mとするが、歩行者等の通行に支障となる場合は2.5 mとする。

(2) 片持式

路面からの高さは、5.0 mを標準とする。



7-3 標識板の大きさ及び文字の大きさ

標識板の大きさ及び文字、記号等の大きさは、交通が安全かつ円滑に走行できるよう、又道路標識の種類と道路及び交通の状況を勘案し適切に決定するものとする。

(解説)

1) 標識板及び文字等の基本寸法

標識板の基本寸法<資料8参照>は、文字数等の変化により定まるものと文字数やシンボルマークを一定として標識板を定めたものに分けられる。一般道路に用いる案内標識の文字等の基本寸法は表7-1とする。

表7-1

案内標識	文字の大きさ	
	片側2車線以上	片側1車線
101	20cm	20cm
106-A 108-A 108の2-A 108の3 108の4	30cm	20cm
102のA	20cm	20cm
114-A	20cm	20cm
114-B	10cm	10cm
114の2のA, B	20cm	20cm
119-A, B, C	15cm	15cm

2) 拡大率

拡大率は、安全性、美観上から一律の拡大率とし、補助板を設置する場合の補助板の拡大率は、本標識の拡大率と合わせるものとする。

(表 7 - 2)

表 7 - 2

		拡大率	
		片側 2 車線以上	片側 1 車線
案内標識	119-A, B, C	1.0	1.0
	118	1.3 [1.6]	1.0 [1.3]
警戒標識	全 標 識 (207 を 除 く)	1.3 [1.6]	1.0 [1.3]
	207	1.6	1.6

(注) 1. [] は特に交通量の多い場合

7 - 4 標識板の併設

同一の支柱に 2 枚以上の標識板を設置する場合には、次の各項に留意しなければならない。

- (1) 現に道路標識が設置されている場所に近接して、道路標識を設置する必要がある場合、あるいは近接した場所に新たに 2 枚以上の標識を設置する場合で、併設することにより設置効果が損われない場合。
- (2) 交通の規制が主とし道路の構造上の理由で行われる場合の警戒標識と規制標識の併設

- (3) 案内標識，警戒標識，規制標識，指示標識の各標識は，相互に関連する場合を除き，他の種類との併設は原則として避けるものとする。
- (4) 同じ種類の標識であっても，必要以上に併設しないものとする。特に警戒標識については，2以上の設置が考えられる場合においても，そのうち最も注意を要するもののみを設置し，原則として併設はしないものとする。

道路標識は，運転者が走行しながら視認し，短時間にその内容を把握し，判断する必要がある。このため，標識を必要以上に併設することは，運転者に過大な負担を強いることとなり，標識の設置効果を損う可能性があるため，必要以上の標識の併設は避けることが望ましい。

1) 路側式

標識の併設は，標識の同一面において2段までとすることが望ましい。

2) 片持式，門型式

片持式，門型式に複数の標識を併設する場合には，案内標識については主要な標識の順に道路中央線側から左側へ添架するものとする。また，他の種類の標識を添加する場合には，最左端とすることが望ましい。

第 8 章 設計要領

8-1 使用材料及び色彩

標識板、反射材、支柱等の材料規格は以下を標準とする。

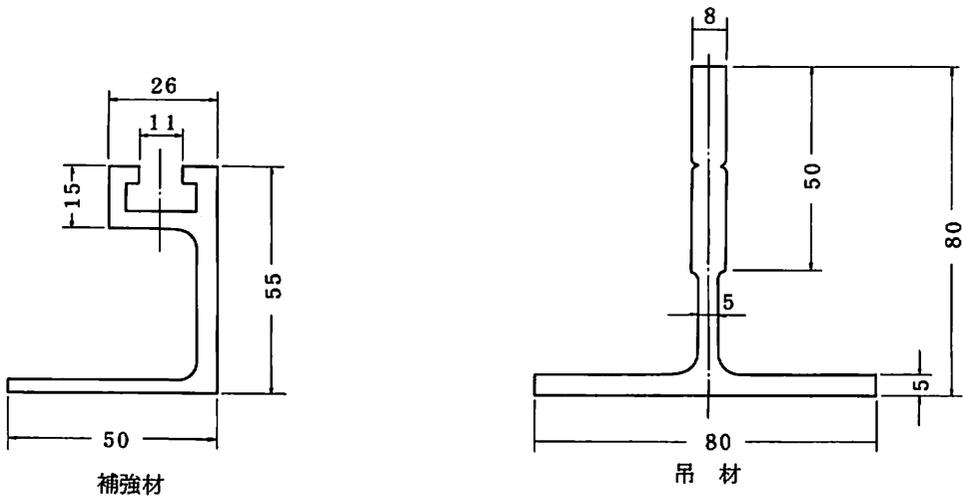
(1) 標識板

基板はアルミニウム合金板で、 $t = 2\text{ mm}$ とする。

(JIS H-4000 「アルミニウム合金板」 A-5052P -H34)

補強材は JIS H-4100 「アルミニウム合金押出形材」 A6063S.T₆

吊 材は " " " T₅



(2) 反射材料

反射材料は原則として、高輝度反射シート（カプセルレンズ型反射シート、六角柱）を使用するものとする。〈資料14参照〉

高輝度反射シート（カプセルレンズ型反射シート、六角柱）の反射輝度値は表 2-1 以上でなければならない。

表 2 - 1 カプセルレンズ型反射シートの反射輝度値

観測角	入射角	白	黄	赤	緑	青
12°	5°	250	170	45	45	20
	30°	150	100	25	25	11
20°	5°	180	122	25	21	14
	30°	100	67	14	12	8
2°	5°	5	3	0.8	0.6	0.3
	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1

- (注) 1. 観測角一照射された光束と、その点で反射された光束が作る角度。
 2. 入射角一反射シート面に照射した光束と、その点で反射シート面に垂直な線とが作る角度。
 3. 反射シートの耐久性：反射シートの耐久性は当初において上表に示す規格値以上の性能を有すると共に10ヶ年屋外暴露試験後、接着性能、ひびわれ、退色等に著しい性能劣化が認められず、かつ規格値の80%以上の性能を保持したものでなければならない。

又、色の範囲は、表 2 - 2 によるものとする。

表 2 - 2 カプセルレンズ型反射シートの色（印刷色を含む）

色	色 度 座 標 の 範 囲 (1)								Y 値 の 限 界		色の参考値(2)
	1		2		3		4		%		
	X	Y	X	Y	X	Y	X	Y	上限	下限	
白	0.303	0.287	0.368	0.353	0.340	0.380	0.274	0.316	-	27	50PB 7/1
黄	0.498	0.412	0.557	0.442	0.479	0.520	0.438	0.472	40	15	125Y 6/12
赤	0.613	0.297	0.708	0.292	0.636	0.364	0.558	0.352	11	25	75R 5/12
緑	0.030	0.380	0.166	0.346	0.286	0.428	0.201	0.776	8	3	100G 3/8
青	0.144	0.030	0.244	0.202	0.190	0.247	0.066	0.208	10	1	58PB 132/68

注(1) 色度座標は標準の光Cによる。

(2) 色の参考値はJISZ8721（三属性による色の表示方法）によったものである。

(3) 支 柱

材料は JIS G-3444 一般構造用炭素鋼鋼管 2 種 (STK41) を使用するものとし、塗装は次のとおりとする。単柱式、複柱式は合成樹脂被覆、片持式、門型式は溶融亜鉛メッキ (JIS H-8641 2 種 HDZ55 参考膜厚 77u

以上)

なお、大型標識の支柱には、必要に応じて、貼紙防止用塗料、又はマジックシートを施すこと。

溶融亜鉛メッキ付着量 (g/m^2) と記号

種類	記号	付着量 g/m^2	適用例 (参考)
1種	HDZ A	—	厚さ 5 mm 以下の鋼材・鋼製品、鋼管類、径 12 mm 以上のボルト・ナット及び厚さ 2.3 mm を超える座金類
	HDZ B	—	厚さ 5 mm を超える鋼材・鋼製品、鋼管類及び鋳鍛造品類
2種	HDZ 35	350 以上	厚さ 1 mm 以上 2 mm 以下の鋼材・鋼製品、径 12 mm 以上のボルト・ナット及び厚さ 2.3 mm を超える座金類
	HDZ 40	400 以上	厚さ 2 mm を超え 3 mm 以下の鋼材・鋼製品及び鋳鍛造品類
	HDZ 45	450 以上	厚さ 3 mm を超え 5 mm 以下の鋼材・鋼製品及び鋳鍛造品類
	HDZ 50	500 以上	厚さ 5 mm を超える鋼材・鋼製品及び鋳鍛造品類
	HDZ 55	550 以上	過酷な腐食環境下で使用される鋼材・鋼製品及び鋳鍛造品類

(4) 銘板

設置した標識柱、標示板には、下記のようにステッカーを張る。

- ① 標識板の裏側又は内側等に下記内容を記入する。

設置者	東京都
設置年月	昭和〇年〇月
納入者	〇〇〇 株式会社
管理番号	

文字の大きさは 10 mm を標準とする。

納入者は製造メーカー

② 標識支柱の裏側に下記名称シート及び標示板をつけるものとする。

反射式標識用

名称シート

管 理	〇〇建設事務所
電 話	
設 置	昭和 年 月
番 号	
施 工	〇〇〇 (株)

照明式標識用

標 示 板

管 理	〇〇建設事務所
0 1 0	
1 2 3 4	
設 置	昭和 年 月
施 工	〇〇〇 (株)

(注) 寸法その他詳細は、建設局標準構造図参照のこと。

8-2 設計・製作及び施工上の留意点

補強材

1) 補強材の配列寸法

補強材の配列寸法は300 mmを標準とする。詳細寸法については、「道路標識ハンドブック」((社) 全国道路標識標示業協会編集) を参照。

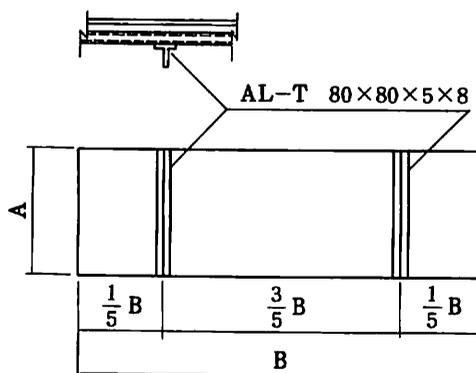
2) 補強材の基板への取付

補強材の基板への取付はスポット溶接とする。スポットピッチは200 mmを標準とし、基板の寸法に合わせて等分割とする。詳細は「道路標識板製作要領」((社) 全国道路標識標示業協会編集) を参照。

標識板吊材

1) 吊材(アルミT形材)の本数

取付材の標準本数は標識板横寸法に対して下記のように規定する。ただし最大標識板寸法を超えた場合($A > 3500$ または $B > 3800$ の場合)は別途検討するものとする。



吊材(アルミT形材)の本数と配置寸法

基板の分割と接続方法

標識板の基板は必要以上に細分割してはならない。基板は下記の条件(イ)(ロ)

イ)の場合のみ2枚以上の基盤を接続して組立てることが出来る。

イ) 真空加熱圧着機(バキュームアプリーケーター)の最大圧着寸法(通常大型機2000×4500と小型機1500×3500が一般的寸法であり、それを越えた場合。

ロ) 基板製造メーカーの最大寸法

基板のマーケットサイズ	
厚さ (mm)	幅 × 長さ (mm)
2.0	2,000 × 4,000
1.2	1,220 × 2,440

イ) 特殊な板寸法(横長, 縦長の板)の場合

ロ) その他の場合

将来板面の一部を変更する予定が明確である場合等。

上記の場合であって基板を接続して組立てる必要が生じたときは、次の点にも十分注意しなくてはならない。

イ) 文字の間には接続個所が入らないようにする。

ロ) 補強材方向に分割が必要な場合は補強材を背合せにして接続し、ボルトのピッチは30cm以下とする。

取付金具

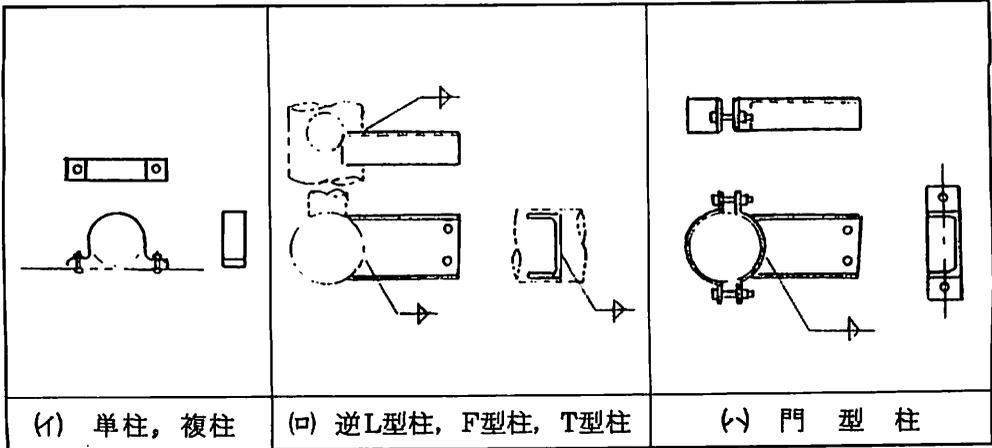
標識板を取付材を介して支柱に取り付ける方法には種々あるが、一般的な方法は下記のとおり。

イ)は、単柱、複柱等比較的小型の板。

ロ)は、逆L型柱、F型柱、T型柱、門型柱で板を張出して取付けるとき。

イ)は、門型柱で特殊な条件で板を取付けるとき。

取付金具の形状



板取付角度

標識板は反射材料の反射性能により、再掃反射するようになっているが、さらに、標識板の前傾させることによって視認性を高めるようにする。

1) 角度

$$\tan \theta = \frac{1}{20} \text{ とし } \theta \approx 3^\circ$$

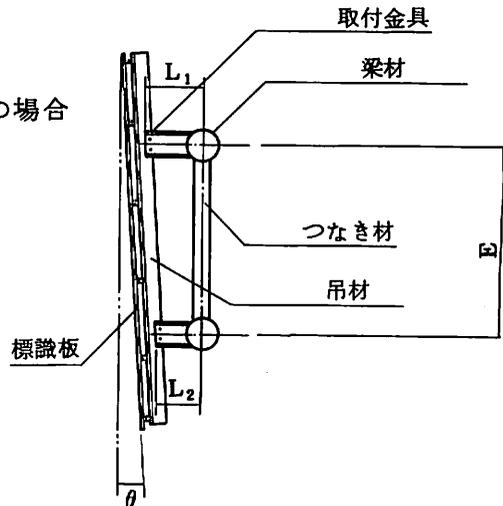
2) 取付金具寸法

$$L_2 = 250 \text{ mm を一定とし, } \tan \theta = \frac{1}{20} \text{ にて}$$

L_1 を算出し決定する。

(例) 梁間隔 $E = 1,000 \text{ mm}$ の場合

$$\begin{aligned} L_1 &= \frac{E}{20} + L_2 \\ &= \frac{1,000}{20} + 250 \\ &= 300 \text{ mm} \end{aligned}$$



反射シートの貼り方

標準的には、基板の下方向より張り付けて、重ねは 5 mm 以上とし、レイアウト上から継ぎ目が文字に掛からぬようにする。(シート巾は 36 寸 $\approx 91.4\text{ cm}$ である)

基礎 (平面交差の交差点案内標識)

1) 標準寸法通り施工出来ない場合は表 8-1 を参考にするとよい。

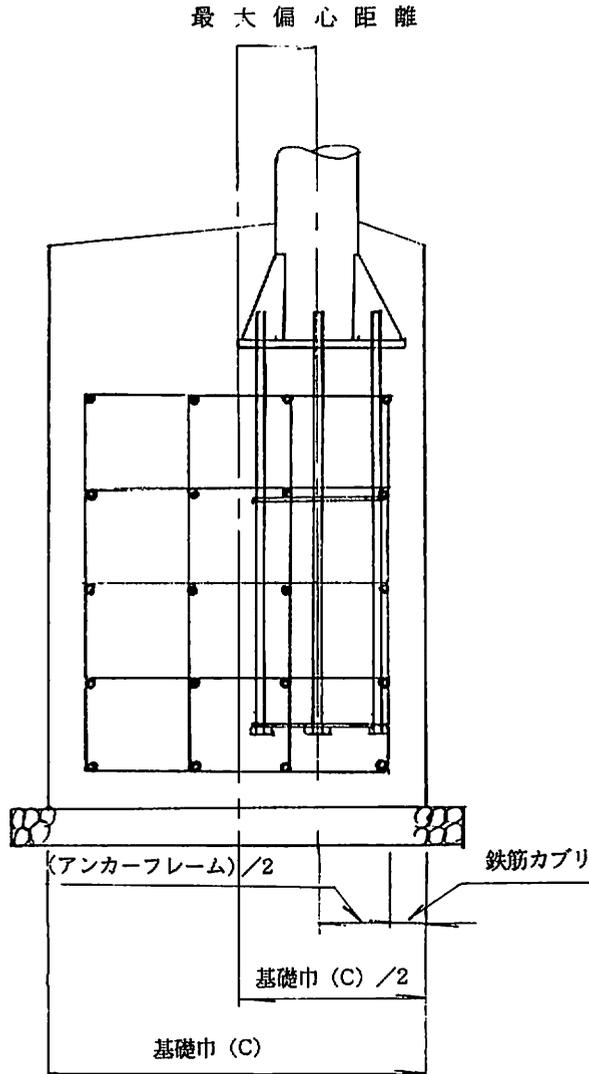
表 8-1

$\phi 216.3$ 出巾 1.0			$\phi 216.3$ 出巾 2.5			$\phi 318.5$ 出巾 1.0			$\phi 318.5$ 出巾 2.5		
c	d	h	c	d	h	c	d	h	c	d	h
1.0	1.7	1.5	1.0	1.7	1.5	1.5	2.0	1.5	1.5	2.3	1.5
1.0	1.9	1.4	1.0	1.9	1.4	1.5	2.2	1.4	1.5	2.5	1.4
1.0	2.0	1.3	1.0	2.0	1.3	1.5	2.4	1.3	1.5	2.7	1.3
1.0	2.2	1.2	1.0	2.2	1.2	1.5	2.5	1.2	1.5	2.9	1.2
1.0	2.4	1.1	1.0	2.4	1.1	1.5	2.8	1.1	1.5	3.2	1.1
1.0	2.6	1.0	1.0	2.6	1.0	1.5	3.0	1.0	1.5	3.5	1.0
0.9	1.9	1.5	0.9	1.9	1.5	1.4	2.2	1.5	1.4	2.5	1.5
0.8	2.2	1.5	0.8	2.2	1.5	1.3	2.4	#	1.3	2.7	#
0.7	2.5	1.5	0.7	5.5	1.5	1.2	2.5	#	1.2	2.9	#
						1.1	2.8	#	1.1	3.2	#
						1.0	3.0	#	1.0	3.5	#

2) 支柱は基礎の中心に建込むのが基本であるが、上空占用物 (電線等)、歩道巾員上から偏心させる場合は別途応力計算をし、安全を確認すること。

[参 考]

$$\frac{\text{基礎巾}(c)}{2} - \left(\text{鉄筋カブリ} + \frac{\text{アンカーフレーム}}{2} \right) \geq \text{最大偏心距離}$$



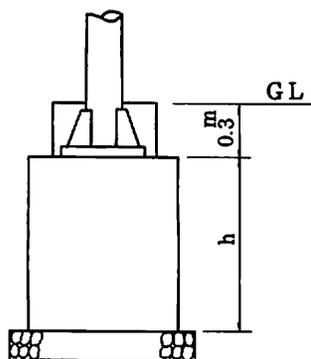
3) 植樹帯及街路樹柵の中に基礎を築造する場合は、基礎(d)が大きくなったため、美観上及び横断抑止の上から好ましくない。

歩道舗装の構造及び透水性、保水性、通気性を十分考慮し、表8-2を標準にして、支柱を長くし基礎構造物を下げるとよい。しかし、床掘りの時点で深くなると、土留めが必要となる場合もあり、応力計算をし変形基礎とすることがよい。

表 8 - 2

区 分	樹木等の根系の達する深さ(標準)
芝 等	20 ~ 30センチメートル
低 木	30 ~ 60 "
中 木	60 ~ 100 "
高 木	100 ~ 150 "

[参 考]



φ318.5 出巾2.5

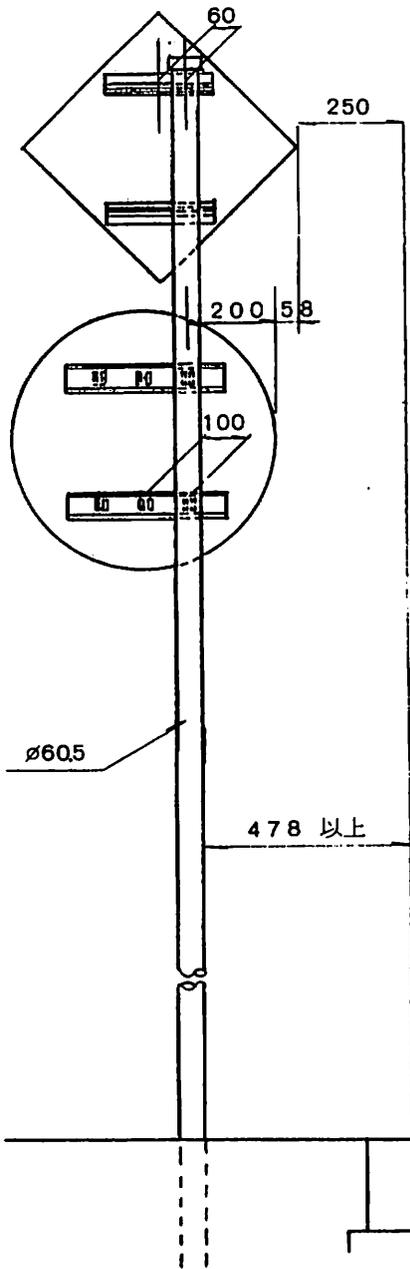
c	d	h
1.5	2.6	1.2
1.8	2.3	1.2
1.5	2.7	1.15
1.5	2.8	1.05
1.4	2.8	1.15
1.4	2.9	1.05
1.3	2.9	1.15
1.3	3.2	1.05

(資 料 編)

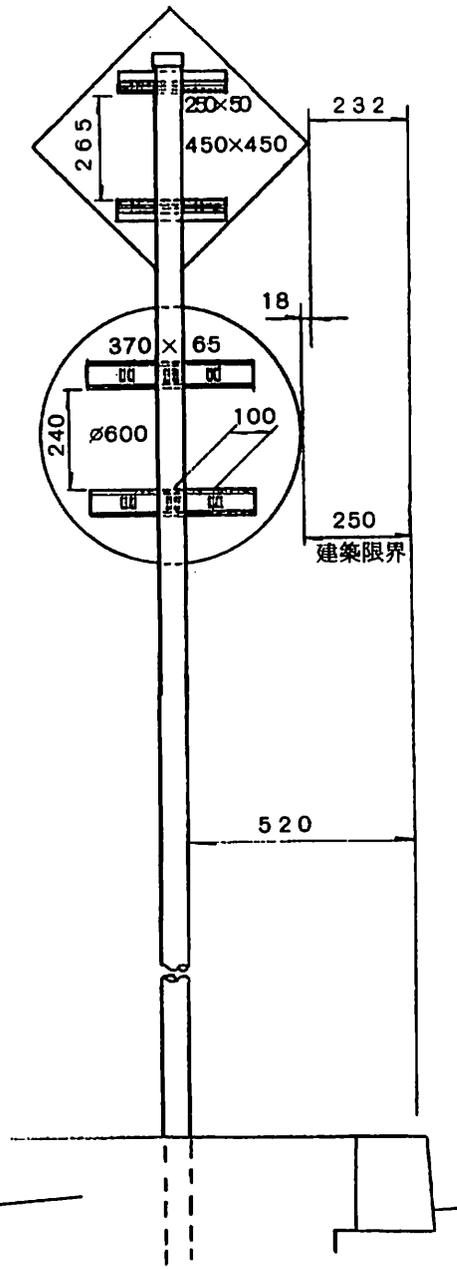
資料 1	中寄せ図	79
資料 2	区市町村章	80
資料 3	シンボルマーク	83
資料 4	地点名標識取付図	84
資料 5	路線別目標地	85
資料 6	ローマ字のつづり方	97
資料 7	電柱広告取付	100
資料 8	案内標識の基本寸法	101
資料 9	標準構造図	115
資料 10	参考図集	125
資料 11	道路標識台帳	132
資料 12	鋼管寸法重量法	133
資料 13	提出物一覧表	134
資料 14	反射シートの見本	135
資料 15	道路標識の様式	

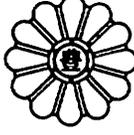
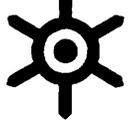
中 寄 せ 図

板寄せした取付



板中心取付



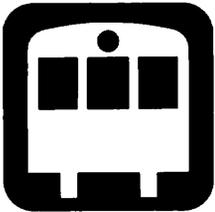
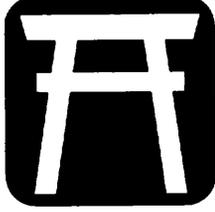
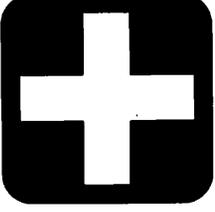
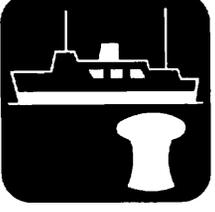
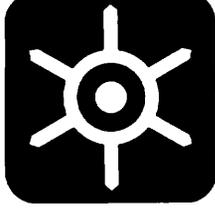
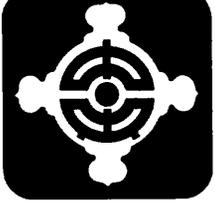
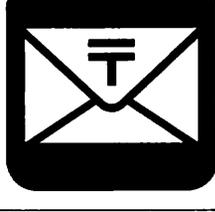
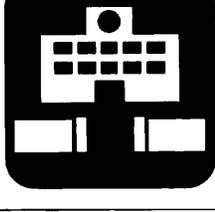
 千代田区	 中央区	 港区	 文京区	 台東区
 品川区	 目黒区	 大田区	 世田谷区	
 中野区	 新宿区	 渋谷区	 杉並区	
 豊島区	 板橋区	 練馬区		
 墨田町	 江東区	 葛飾区	 江戸川区	
 北区	 荒川区	 足立区		 東京都

				
青梅市	福生市	秋川市	奥多摩町	瑞穂町
				
羽村町	日の出町	五日市町	檜原村	
				
町田市	稲城市	多摩市		
				
八王子市	日野市			
				
武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	狛江市
				
小金井市	田無市	保谷市		

				
小平市	東久留米市	国立市	国分寺市	立川市
				
昭島市	武蔵村山市	東大和市	東村山市	清瀬市
				
大島町	利島村	新島本村	神津島村	三宅村
				
御蔵島村	八丈町	育ヶ島村	小笠原村	

資料3

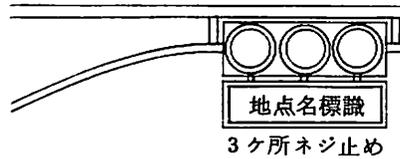
シンボルマーク

<p>駅</p> 	<p>公園</p> 	<p>公会堂・劇場</p> 	<p>図書館</p> 
<p>神社</p> 	<p>寺院</p> 	<p>病院</p> 	<p>港湾</p> 
<p>消防庁</p> 	<p>東京都</p> 	<p>千代田区</p> 	<p>中央区</p> 
<p>博物館</p> 	<p>美術館</p> 	<p>体育館</p> 	<p>運動場</p> 
<p>プール</p> 	<p>郵便局</p> 	<p>学校</p> 	<p>新宿区</p> 

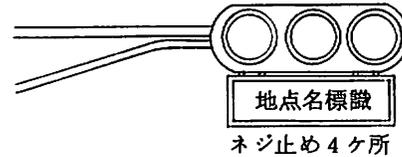
資料 4

地点名標識取付図

○ 現 状（角型灯器）

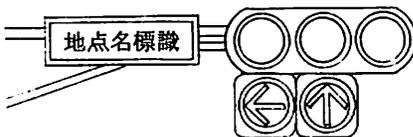


◇ 変更 1（角型灯器から丸型灯器へ）

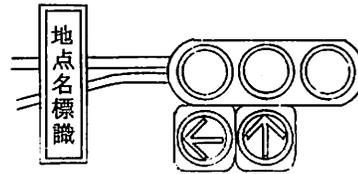


◇ 変更 2（矢印灯増灯）

ア 標識が横型の場合



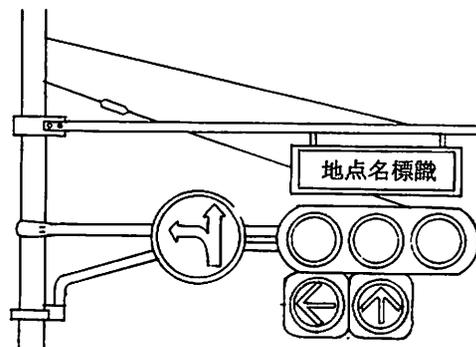
イ 標識が縦型の場合



標識取付位置が信号灯器のアーム部に変更

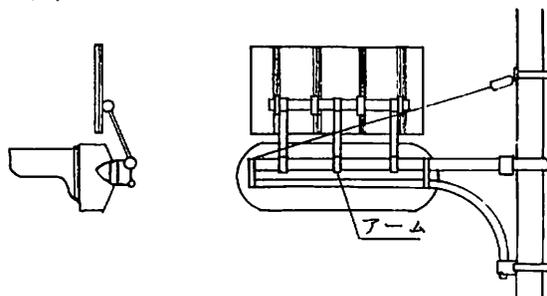
◇ 変更 3

矢印灯および規制標識があるため、標識を信号灯に添架できない場合
標識を側柱式にかえる。



◇ 変更 4

上記 3 が不可能なときは、アームに腕金具を取付ける。



国道 4 号	○日本橋－○上野－千住－草加－○春日部
国道 6 号	○日本橋－○浅草橋－四ツ木－宵戸－松戸－○柏
国道 14 号	○日本橋－○浅草橋－○亀戸－船橋－○千葉
国道 15 号	○日本橋－銀座－○品川－○川崎－○横浜
国道 16 号	○横須賀－○横浜－○相模原－八王子－拝島－瑞穂－ 入間－○川越
国道 17 号	○日本橋－本郷－○巢鴨－戸田橋－○浦和－○大宮
国道 20 号	○日本橋－日比谷－半蔵門－四谷－○新宿－初台－ 大原－高井戸－調布－府中－立川－○八王子－高尾－ ○大月－○甲府
国道 122 号	○巢鴨－王子－赤羽－川口－岩槻
国道 131 号	羽田－○品川
国道 246 号	○日本橋－○日比谷－三宅坂－○渋谷－三軒茶屋－上 馬－瀬田－溝ノ口－○厚木
国道 254 号	○日本橋－本郷－○池袋－成増－○川越
国道 357 号	大井埠頭－○葛西－船橋－○千葉
国道 17 号バイパス	○大宮

b. 通称道路名のある路線

あ 青山通り	三宅坂－○渋谷（国道 246 号参照）
秋川街道	○青梅－日の出町－○五日市－○八王子
浅草通り	○上野－駒形橋－押上－明治通り
い 池上通り	青物横町－大井町－○大森－池上－下丸子
五日市街道	高井戸北－武蔵野－小金井橋－砂川町－○福生－秋川 ○新宿 －○五日市

- い 井ノ頭通り ○渋谷－大原－永福町－高井戸北－吉祥寺－五日市街道
- 芋窪街道 (○立川)－芋窪
- 岩蔵街道 ○瑞穂－岩蔵
- う 内堀通り <外回り>○祝田橋－○桜田門－○半蔵門－○九段下
- 浅草橋
－○祝田橋－赤羽橋
- 新宿
<内回り>○祝田橋－○九段下－○半蔵門－○桜田門
－○祝田橋－○日比谷
- え 永代通り 大手門－大手町－○日本橋－永代橋－南砂
- 江戸通り (丸ノ内)－新常盤橋－○浅草橋－言問橋(国道6号参照)
- お 大久保通り ○飯田橋－大久保－中野－環七通り
- 青梅街道 九段下－○新宿－高円寺－荻窪－○田無－小平－東大和－武蔵村山－瑞穂－○青梅－御岳－○奥多摩－奥多摩湖－塩山－○甲府
- 奥多摩街道 ○立川市街－○立川－昭島－福生－○青梅
- 奥戸街道 四つ木－奥戸－小岩－市川橋
- 尾久橋通り 鶯谷－日暮里－尾久橋－舎人－○草加
- 小曾木街道 ○青梅－岩蔵－○飯能
- 尾竹橋通り 鶯谷－宮地－尾竹橋－西新井－谷塚橋－○草加
- か 外苑東通り 芝公園－六本木－信濃町－江戸川橋
- 外苑西通り 富久町－千駄ヶ谷－西麻布－天現寺橋－(白金台)－五反田

か 海岸通り	○新橋－汐留－芝浦－○平和島－昭和島
葛西橋通り	永代橋－葛西橋－○浦安
春日通り	○池袋－○本郷－御徒町－厩橋－（横川）（国道254号参照）
鎌倉街道	○相模原－○町田－野津田－乞田－関戸－○府中
川越街道	○池袋－成増－○川越（国道254参照）
川崎街道	日野－高幡－関戸－矢野口－○溝ノ口－○川崎
環七通り	大井埠頭－平和島－○大森－馬込－上馬－大原－○高円寺－豊玉－常盤台－大和町－神谷－梅島－○亀有－○青戸－一之江－○葛西
環八通り	（羽田空港）－羽田－蒲田－（矢口）－（下丸子） 田園調布－等々力－瀬田－高井戸－荻窪－谷原
き 吉祥寺通り	関町－吉祥寺－三鷹－甲州街道
北野街道	高幡－北野－館町
北本通り	王子－赤羽－川口－岩槻（国道122号参照）
清洲橋通り	入谷－清洲橋－東砂
清洲通り	駒形橋－門前仲町－月島－勝どき
旧青梅街道	東青梅駅－御岳
旧海岸通り	芝浦－平和島
旧甲州街道	甲州街道－○調布－東府中－○府中－甲州街道
旧白山通り	
旧山手通り	初台－恵比寿
旧早稲田通り	高田馬場－下井草－石神井公園
く 葎前橋通り	○本郷－湯島－葎前橋－平井大橋－小岩－○市川橋－○船橋
け 京葉道路	○浅草橋－○亀戸－船橋（国道14号参照）

こ	甲州街道	○新宿－初台－大原－高井戸－調布－府中－○八王子 －○大月－○甲府
	小金井街道	○府中－小金井－清瀬－○所沢－○川越
	言問通り	(弥生町)－根津－入谷－言問橋
	駒沢通り	恵比寿－中目黒－駒沢－上野毛
	狛江通り	狛江－○調布
さ	桜田通り	桜田門－○五反田(国道1号参照)
	笹目通り	谷原－笹目橋－○大宮
	産業道路	○品川－羽田－○横浜(国道131号参照)
し	志木街道	○秋津－清瀬－○志木－○浦和
	不忍通り	目白－護国寺－千駄木－根津－上野
	篠崎街道	市川橋－篠崎町－今井
	柴又街道	金町－柴又－小岩－鹿骨町
	自由通り	奥沢－自由ヶ丘－駒沢－真中
	昭和通り	(○溜池)－○新橋－○上野－千住
	新奥多摩街道	○新宿－○立川－昭島－福生－○青梅
	新大橋通り	(芝浦)－汐留－新大橋－大島－船堀－今井
	新大宮バイパス	笹目橋－大宮(国道17号バイパス参照)
	新青梅街道	(目白)－井草－○田無－○瑞穂
	新小金井街道	東府中－小金井－小平－新青梅街道
	新宿通り	半蔵門－四谷－○新宿
	新目白通り	九段下－飯田橋－中落合－(豊玉)
	陣馬街道	○八王子－陣馬高原－相模湖
せ	世田谷通り	○渋谷－○三軒茶屋－狛江－○登戸－○町田
	千川通り	南長崎－中村橋－井草－関町

そ	外堀通り	<p style="text-align: center;">○品川</p> <p><外回り>○新橋—○溜池—○四谷—○飯田橋—水道</p>
		<p style="text-align: center;">昭和通り</p> <p style="text-align: center;">橋—お茶の水—○新橋</p>
		<p style="text-align: center;">神田橋 池之端</p> <p><内回り>○新橋— — — — 水道橋—○飯田橋—○四</p> <p style="text-align: center;">谷—○溜池—○新橋—○上野</p>
た	第一京浜	新橋—品川—川崎—横浜（国道15号参照）
	第二京浜	○五反田—馬込—○横浜—○小田原（国道1号参照）
	高尾街道	高尾—（国道411号）—秋川
	高島通り	○谷原—高島平—志村坂下
	滝山街道	○青梅—秋川—左入町
	立川通り	○立川—（東大和）
	多摩ニュータウン通り	○府中—関戸—乞田—多摩ニュータウン—小山町
	玉川通り	○渋谷—三軒茶屋—大橋—上馬—瀬田—溝ノ口—○厚木（国道246号参照）
	多摩堤通り	○蒲田—（下丸子）—丸子橋—二子玉川—狛江
ち	千葉街道	船橋・市川橋・新小岩—亀戸・船堀
	中央通り	新橋—銀座—○日本橋—○上野
つ	鶴川街道	<p style="text-align: center;">登戸</p> <p>○町田—鶴川—矢野口—○調布</p>
と	東京環状	○横浜—○相模原—○八王子—拝島橋—福生—入間—
		○川越（国道16号参照）
	所沢街道	○田無—秋津—所沢—○川越
	東八街道	（久我山）—三鷹—北府中

な	中杉通り	育梅街道－阿佐ヶ谷－鷺宮－中村橋
	中仙道	○巢鴨－戸田橋－○浦和－○大宮（国道17号参照）
	中野通り	笹塚－中野－哲学堂－南長崎
	中原街道	桜田門－○五反田－丸子橋－○綱島
	成木街道	○育梅－成木－名栗－○秩父
に	日光街道	○上野－千住－草加－○春日部（国道4号参照）
	日原街道	○奥多摩－日原
は	晴海通り	○桜田門－○日比谷－銀座－晴海－豊洲－東雲
	白山通り	平川門－水道橋－○巢鴨
ひ	人見街道	永福町－久我山：三鷹－○府中
	檜原街道	五日市－檜原－教馬－奥多摩有料道路
	日比谷通り	○本郷－○大手町－○日比谷－芝公園－○品川
ふ	富士街道	谷原－○田無
	府中街道	（矢野口）－○府中－東村山－○所沢
	船堀街道	（新小岩）－船堀－西葛西－湾岸道路
へ	平和橋通り	千住新橋－小菅－堀切－平和橋－新小岩－（船堀）
ほ	方南通り	○新宿－方南町－西永福
	本郷通り	芝公園－○日比谷－○大手町－お茶の水－○本郷－駒込－○王子 <－国道17号－>
	墨堤通り	駒形橋－言問橋－白鬚橋－千住－西新井
ま	町田街道	高尾－相原－○町田－国道246号
	丸八通り	三ノ輪－東向島－大島－南砂
み	三鷹通り	武蔵野－三鷹－○調府
	三ツ目通り	辰巳－木場－言問橋
	水戸街道	言問橋－四ツ木－青戸－松戸－○柏（国道6号参照）

む	武蔵境通り	○田無－武蔵境－○調布
	睦橋通り	(拝島)－(五日市)
め	明治通り	古川橋－渋谷－新宿－池袋－王子 ^{赤羽} －三ノ輪 _{赤羽} －東向島－
		亀戸－南砂－新木場
	目黒通り	桜田門－白金台－目黒－等々力－多摩堤通り
	目白通り	江戸川橋－○目白－豊玉－谷原－保谷
や	野猿街道	○八王子－北野－下柚木－関戸
	靖国通り	○亀戸－○浅草橋－○九段下－市ヶ谷－○新宿－○田無
	山手通り	品川埠頭－○大崎－○五反田－大橋－初台－○東中野－中落合－○板橋－仲宿－(戸田橋)
よ	吉野街道	小作－御岳－(奥多摩)
	四ツ目通り	押上－錦糸町－東陽
れ	連雀通り	三鷹－小金井－恋ヶ窪
ろ	六本木通り	○日比谷－○溜池－六本木－○渋谷
わ	早稲田通り	○九段下－○飯田橋－高田馬場－中野－善福寺
	湾岸通り	大井埠頭－葛西－船橋－○千葉(国道 357 号参照)

c. 幹線となる道路関係(短区間は除く)

主要地方道 37 号(所沢武蔵村山立川)	武蔵村山－砂川町
” 307 号(王子金町江戸川)	王子－江北橋－西新井－梅島－大矢田－水元－三郷
” 301 号(白山祝田田町)	祝田橋－赤羽橋

一般都道 123 号 (境調布)	武蔵境 - 大沢 - 上石原
" 129 号 (東村山東久留米)	東村山駅 - 恩多町 - 滝山団地
" 132 号 (小川山田無)	喜平橋 - 小平団地 - 花小金井駅 - 田無
" 133 号 (小川山府中)	喜平橋 - 国分寺 - 府中駅
" 153 号 (八王子立川)	大和田町 - 石川町 - 多摩大橋 - 立川駅
" 154 号 (相模原立川)	小山町 - 南大沢 - 大竹橋 - 多摩動物公園 - 万願寺 - 立川
" 155 号 (鶴川平山八王子)	函師町 - 小山田町 - 大栗川橋 - 平山 - 豊田駅 - 大和田町
" 165 号 (伊那福生)	五日市 - 武蔵増戸駅 - 永田橋 - 福生
一般道路 169 号 (淵上日野)	左入町 - 石川町 - 栄町 - 日野
" 170 号 (八王子城山)	八王子 - 山田町 - 大船町 - 城山
" 179 号 (所沢青梅)	所沢 - 二本木 - 物見塚 - 野上
" 180 号 (草花小作停車場)	永田橋 - 羽村大橋 - 小作
" 184 号 (奥多摩秋川)	奥多摩 - 梅沢 - 御岳山 - 肝要 - 岩井 - 一日の出町
" 185 号 (平井上川)	西平井橋 - 武蔵増戸駅 - 上川町
" 191 号 (上川口宮の前)	上川町 - 美山 - 下恩方 - 八王子靈園 - 高尾
" 193 号 (下畑軍畑)	飯能 - 南小曾木 - 成木 - 夕倉 - 軍畑
" 194 号 (成木河辺)	南小曾木 - 塩船観音 - 野上 - 河辺町
" 201 号 (十里木御岳停車場)	十里木 - 養沢 - 御岳山 - 御岳 - 御岳駅

一般道路 202号(上成木川井)	上成木一極指一大丹波一川井
205号(水根本宿)	小河内ダム一藤原一樋里一檜原
266号(東村山清瀬)	久米川駅一恩田町一全生園一梅園一清瀬駅
234号(前沢保谷)	前沢宿一東久留米駅一保谷仲町一富士町
249号(福生羽村)	牛浜一緑ヶ丘一小作
特例都道 413号(赤坂杉並)	山王下一及木坂一青山靈園一表参道
420号(鮫洲大山)	八潮橋一大井町駅一区役所一戸越一武蔵小山一五本木一三宿一淡島一池ノ上駅一東北沢一笹塚
423号(渋谷経堂)	渋谷一若林
424号(大師橋瓦斯橋)	大師橋一西六郷一ガス橋
427号(瀬田貫井)	瀬田一桜新町一上町一森徳寺一下高井戸駅一永福寺一荒玉水道一和田公園一青梅街道
428号(高円寺砧浄水場)	高円寺一妙法寺一荒玉水道一桜上水一千歳船橋一砧一浄水場
431号(角筈和泉町)	西新宿三一笹塚一大原一永福町
434号(牛込小石川)	大曲一後楽園一竜崎坂
441号(池袋谷原)	池袋駅一千川町一氷川台一平和台一本寿院 練馬春日町一谷原
442号(北町豊玉)	赤塚新町一本寿院一練馬駅一豊玉南
444号(下石神井大泉)	上井草駅一石神井公園一比丘尼

特例都道 445 号 (常盤台赤羽)	東新町－前野町－小豆沢－桐ヶ丘－赤羽
" 446 号 (長後赤塚)	中仙道－西台－成増
" 447 号 (赤羽西台)	赤羽北－北赤羽駅－浮間－徳丸橋－笹目橋
" 449 号 (新荒川堤防)	岩淵緑地－鹿浜橋－江北橋－荒川駅－平井運動公園－小松川運動公園
" 450 号 (新荒川葛西堤防)	小菅－四ッ木駅－上平井橋－小松川橋－北葛西－西葛西－左近川公園－南葛西－浦安橋－今井－江戸川大橋
" 451 号 (江戸川堤防)	葛飾橋－新葛飾橋－矢切の渡し－市川橋
" 452 号 (神田白山)	上野駅－上野公園－谷中－白山
" 455 号 (本郷赤羽)	王子駅－十条駅－桐ヶ丘
" 458 号 (白山小台)	白山－田端駅－小台橋－江北橋
" 460 号 (中十条赤羽)	王子駅－東十条駅－中十条－赤羽
" 466 号 (千住花畑)	梅田－四家－西加平－北加平－南花畑－花畑－草加
" 467 号 (千住新宿町)	梅田－綾瀬－西亀有－中川橋
" 468 号 (堀切橋金町浄水場)	堀切菖蒲園駅－お花茶屋駅－水戸街道－京成高砂駅－柴又－矢切の渡し
" 469 号 (本田大谷田)	四ッ木－曳舟十三橋－亀有駅－大谷田
" 470 号 (上平井橋江戸川橋)	上平井橋－小松橋－菅原橋－鹿本橋－鹿骨町－篠崎町

資料 6

ローマ字のつづり方

昭和29年12月9日付内閣告示第一号による。それに語例・文例を補った。

まえがき

- 1 一般に国語を書き表わす場合は、第1表に掲げたつづり方によるものとする。
- 2 国際的關係その他従來の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によってもさしつかえない。
- 3 前二項のいずれの場合においても、おおむねそえがきを適用する。

第1表〔()は重出を示す〕

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	(i)	yu	(e)	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	(i)	(u)	(e)	(o)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	(zi)	(zu)	de	do	(zya)	(zyu)	(zyo)
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

第2表

sha	shi	shu	sho	
		tsu		
cha	chi	chu	cho	
		fu		
ja	ji	ju	jo	
di	du	dya	dyu	dyo
kwa				
gwa				
			wo	

そ え が き

前表に定めたもののほか、おおむね次の各項による。

- 1 はねる音「ン」はすべて n と書く。

sannin sinbun denpô kantoku tenki

- 2 はねる音を表わす n と次にくる母音字または y とを切り離す必要がある場合には、n の次に ' を入れる。

gen'in kin'yôbi

- 3 つまる音は、最初の子音字を重ねて表わす。

Nippon gakkô gekkyû ossyaru

- 4 長音は母音字の上にへをつけて表わす。なお、大文字の場合は母音字を並べてもよい。

obâsan nêsan Tôkyô ryôri kûki
tyûi Oosaka

- 5 特殊音の書き表わし方は自由とする。

otottsan
firumu hwirumu film huirumu

- 6 文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。

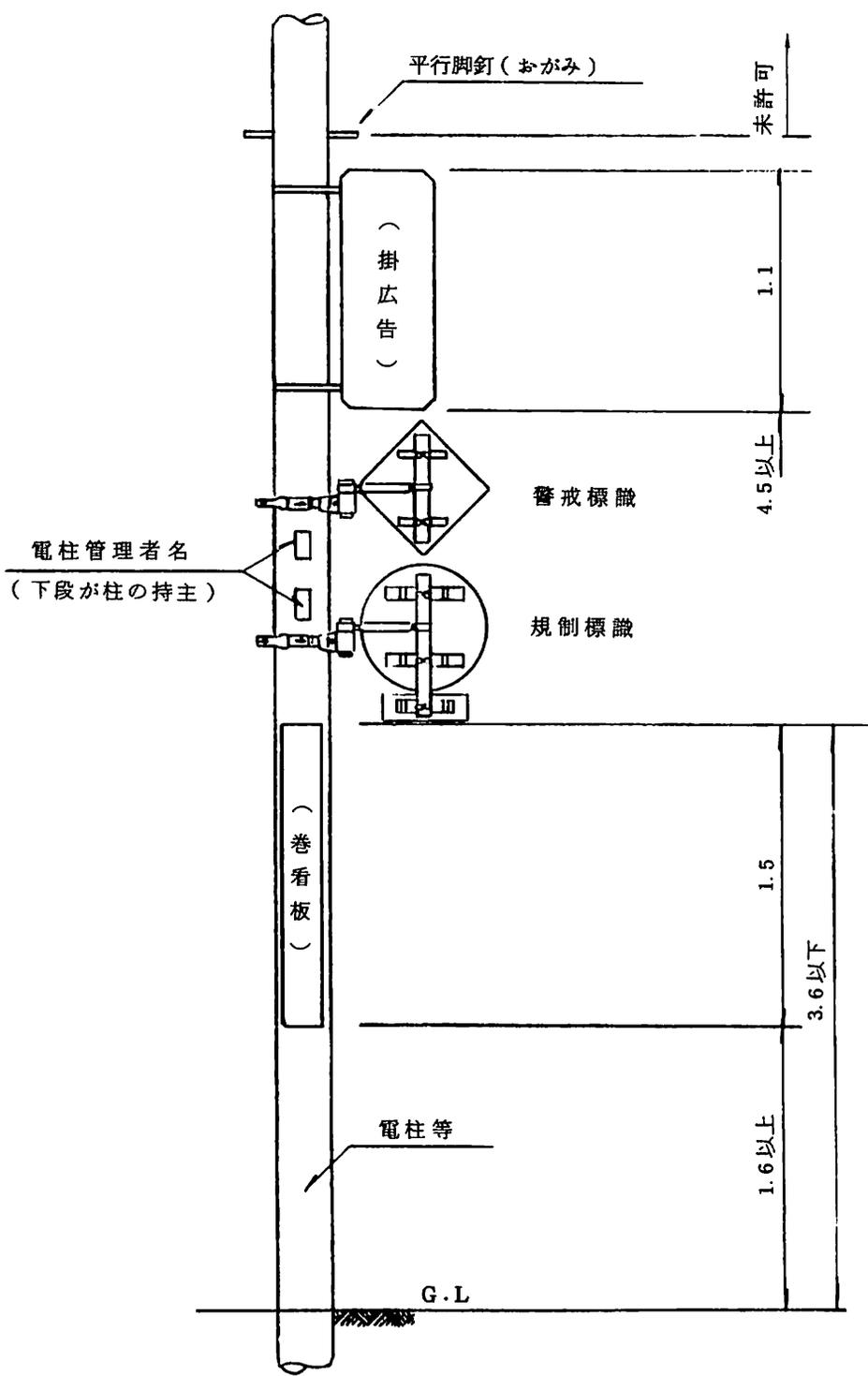
Kyô wa kin'yôbi desu. Tôkyô
Boku wa Kodomo desu.

ヘボン式					日本式					備考	
a	i	u	e	o	a	i	u	e	o	前掲「そえがき」とヘボン式の異なる点は次のとおりである。	
ka	ki	ku	ke	ko	ka	ki	ku	ke	ko		
sa	shi	su	se	so	sa	si	su	se	so		
ta	chi	tsu	te	to	ta	ti	tu	te	to		
na	ni	nu	ne	no	na	ni	nu	ne	no		1 はねる音「ン」
ha	hi	fu	he	ho	ha	hi	hu	he	ho		は n であらわす
ma	mi	mu	me	mo	ma	mi	mu	me	mo		が、ただし、m,
ya	—	yu		yo	ya	(i)	yu	(e)	yo		b, p の前では m
ra	ri	ru	re	ro	ra	ri	ru	re	ro		を用いる。
wa	—	—	—	—	wa	wi	(u)	we	wo		temmondai
n					n						shimbun
ga	gi	gu	ge	go	ga	gi	gu	ge	go		dempo
za	ji	zu	ze	zo	za	zi	zu	ze	zo		2 つまる音は、次に来る最初の子音字を重ねてあらわすが、ただし次に ch がつづく場合には c を重ねずに t を用いる。
da	ji	zu	de	do	da	di	du	de	do		
ba	bi	bu	be	bo	ba	bi	bu	be	bo		
pa	pi	pu	pe	po	pa	pi	pu	pe	po		
kya		kyu		kyo	kya		kyu		kyo		
sha		shu		sho	sya		syu		syo		
cha		chu		cho	tya		tyu		tyo		
nya		nyu		nyo	nya		nyu		nyo		
hya		hyu		hyo	hya		hyu		hyo		
mya		myu		myo	mya		myu		myo		
rya		ryu		ryo	rya		ryu		ryo		
gya		gyu		gyo	gya		gyu		gyo		
ja		ju		jo	zya		zyu		zyo		
ja		ju		jo	dya		dyu		dyo		
bya		byu		byo	bya		byu		byo		
pya		pyu		pyo	pya		pyu		pyo		
—					kwa						
—					gwa						

資料7

電柱広告取付

広告・巻看板・取付位置基準



資料 8

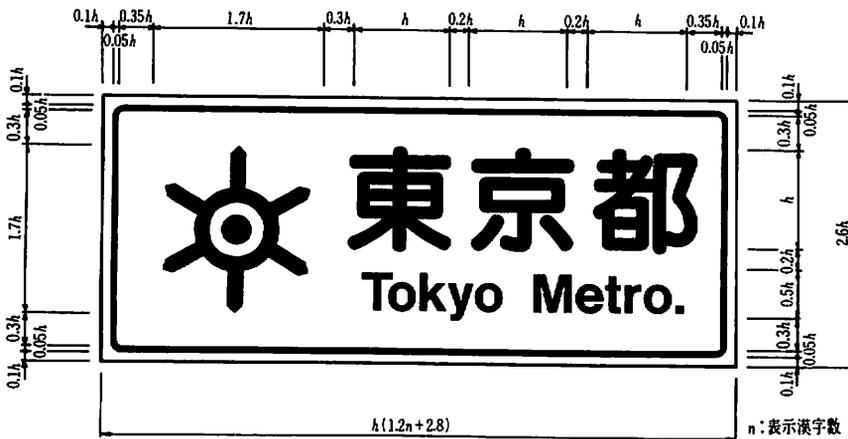
案内標識の基本寸法

- 凡 例
1. h は漢字の文字高
 2. 板寸法は、図の式で計算後、四捨五入で cm 単位にまるめるものとする。
また、105系、106系、108系の標識の矢印中に書く經由路線番号については、図の大きさ ($1.35h$) で計算後、切り捨てて cm 単位にまるめるものとする。



市 町 村 (101)

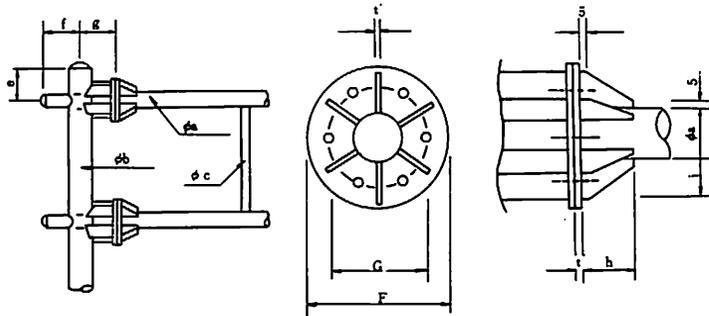
〔都府県 (120-A), 著名地点 (114-A), 主要地点 (114の2-A) も同様〕



都府県 (102-A) に都府県章を表示する場合

〔市町村 (101) に市町村章を表示する場合, 著名地点 (114-A) (距離, 矢印を表示しない標識) にシンボルマークを表示する場合も同様 〕

梁、支柱取付け部



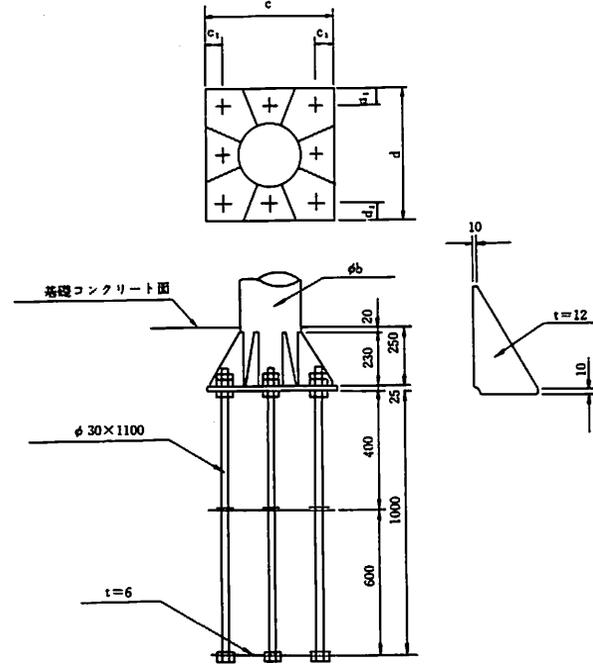
(注) ナットはダブルナットを使用すること。

ϕa	ϕb	e	f	g	F	G	t	ボルト数	ボルト径	h	i	t'
89.1	139.8	150	200	200	220	155	12	6	20	100	55	6
"	216.3	200	250	250	"	"	"	"	"	"	"	"
101.6	216.3	250	"	"	230	165	"	"	"	"	"	"
139.8	216.3	300	"	"	290	215	16	"	22	120	65	"
"	267.4	"	300	300	"	"	"	"	"	"	"	"
"	318.5	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
165.2	318.5	350	350	350	340	250	22	8	24	140	75	9
190.7	318.5	"	"	"	350	270	22	"	"	"	"	"

ϕa	$\phi c \times t$
$\phi 89.1 \sim \phi 114.3$	$\phi 76.3 \times 2.8$
$\phi 139.8 \sim \phi 190.7$	$\phi 89.1 \times 3.2$

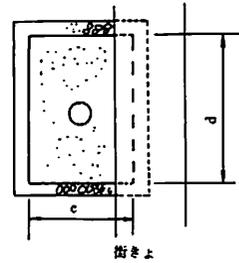
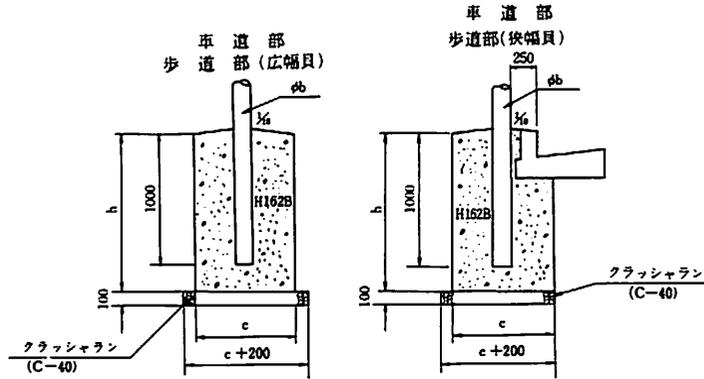
ベースプレート部

支柱径(ϕb) $\phi 216.3$ 以上はベースプレート付とする。



支柱径 ϕb	ベースプレート $c \times d \times t$	c_1, d_1	リ ア	リア 枚数	アンカーボルト	アンカーボルト 本 数	アンカーボルト用 プレート
216.3	450×450×25	70	230×110×12	8	$\phi 30 \times 1,100$	8	12 E.370×60×6
267.4	550×550×25	"	230×140×12	"	"	"	12 E.470×60×6
318.5	650×650×25	"	230×170×12	"	"	"	12 E.570×60×6

案内標識基礎(φ139.8)

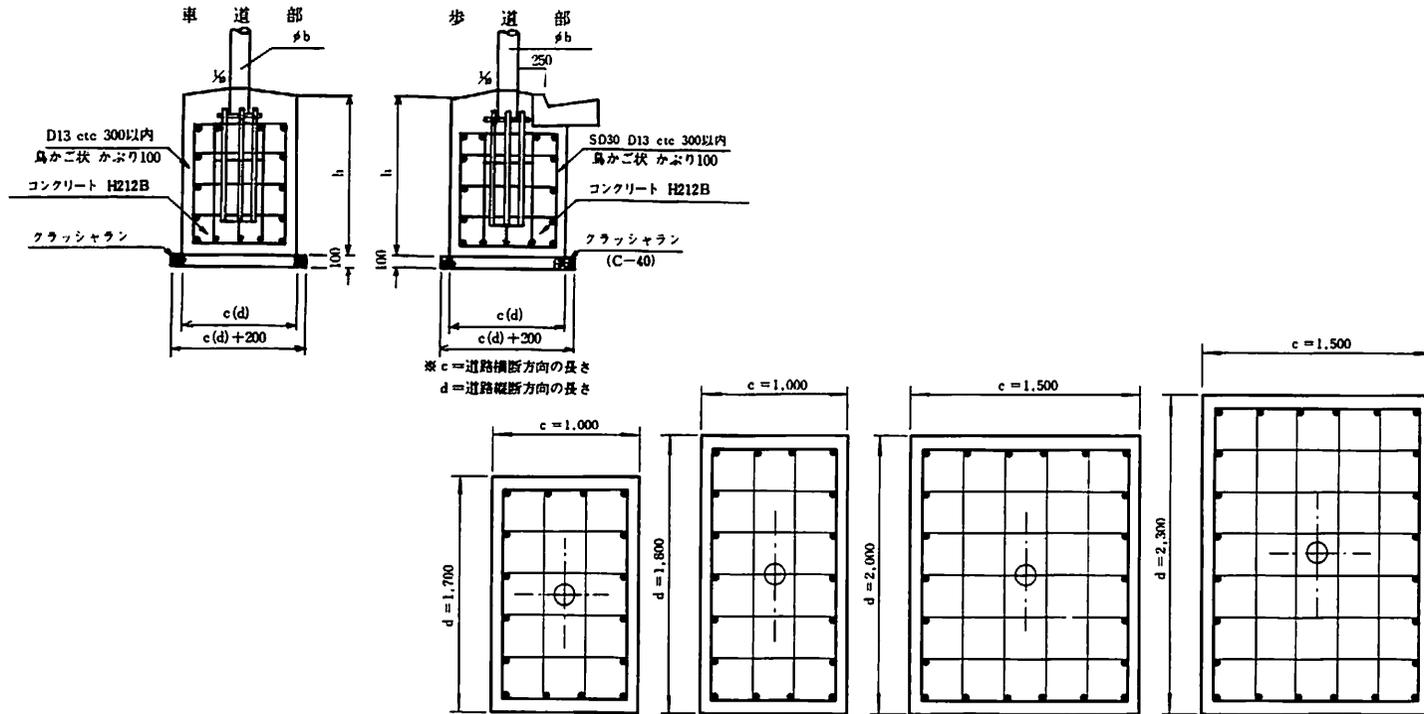


材 料 表

1箇所当り

材料名	c × d × h	0.80 × 0.80 × 1.30
コンクリート	車道部	0.82
(m ³)	歩道部	0.74
クラッシュラン	(m ³)	0.10
型 枠	(m ²)	4.16

案内標識基礎(φb 216.3~318.5)



材 料 表

1箇所当り)

c × d × h		1.00×1.70 ×1.50	1.00×1.80 ×1.50	1.50×2.00 ×1.50	1.50×2.30 ×1.50
品名 (m ²)	車道部	2.54	2.69	4.48	5.16
	歩道部	2.34	2.49	4.10	4.72
鉄筋 (kg)		51.14	56.12	80.00	89.95
クラッシュラン (m ²)		0.23	0.24	0.37	0.43
型枠 (m ²)		8.10	8.40	10.50	11.40

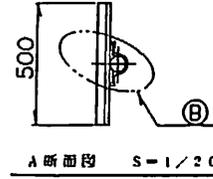
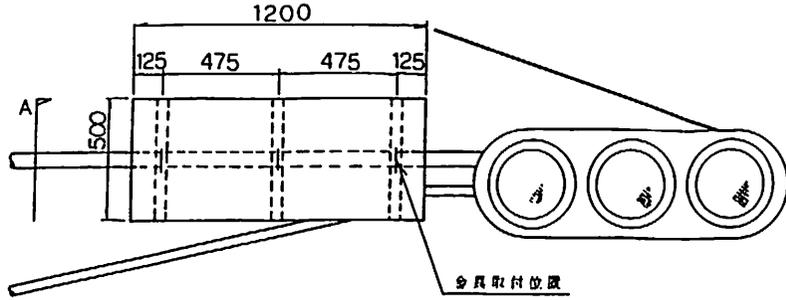
案内標識寸法表

種 類	文字 の 大 き さ (cm)	文 字 数	出 幅 C (m)	標識の大きさ たてよこ A × B (m)	面 積 S (㎡)	梁 材 a × l × t (mm)	支 柱 b × l × t (mm)	H (m)	D (m)	E (m)	基礎コンクリート ※ c × d × h (m)	型 式 [固定]	吊 金 具	備 考
(101) 市町村 (紋章入)	20	3	1.50	0.50×1.30	0.65	φ 89.1×2,900×2.8	φ 139.8×6,400×4.5	5.25	—	—	0.80×0.80×1.30	逆L型	2	
		4	1.30	0.50×1.50	0.75	φ 89.1×2,900×2.8	φ 139.8×6,400×4.5	5.25	—	—	0.80×0.80×1.30	逆L型	2	
		5	1.00	0.50×1.80	0.90	φ 89.1×2,900×2.8	φ 139.8×6,400×4.5	5.25	—	—	0.80×0.80×1.30	逆L型	2	
(101)(102-A) 併設	30		1.00	0.80×1.90	1.52	2-φ 89.1×3,050×4.2	φ 216.3×6,450×4.5	6.00	1.14	0.75	1.00×1.70×1.50	F型	4	
	20			0.50×1.90	0.95									
(108-A) (108の3)	20		1.00	1.70×1.90	3.23	2-φ 101.6×3,050×4.2	φ 216.3×6,850×5.8	6.35	1.14	1.00	1.00×1.70×1.50	F型	4	立体交差表 示の子告標 識
	20		2.50	1.70×1.90	3.23	2-φ 139.8×4,600×3.5	φ 267.4×6,900×6.6	6.35	1.14	1.00	1.00×1.80×1.50	F型	4	
	30		1.00	2.60×2.80	7.28	2-φ 165.2×4,050×4.5	φ 318.5×7,700×6.9	7.10	1.68	1.60	1.50×2.30×1.50	F型	4	
	30		2.50	2.60×2.80	7.28	2-φ 190.7×5,550×5.3	φ 318.5×7,700×6.9	7.10	1.68	1.60	1.50×2.30×1.50	F型	4	
(108-A) (108の2-A) (108の3) (108の4)	20		1.00	1.60×1.90	3.04	2-φ 101.6×3,050×4.2	φ 216.3×6,800×5.8	6.30	1.14	1.00	1.00×1.70×1.50	F型	4	立体交差表 示または 距離表示の 標識
	20		2.50	1.60×1.90	3.04	2-φ 139.8×4,600×3.5	φ 267.4×6,850×6.6	6.30	1.14	1.00	1.00×1.80×1.50	F型	4	
	30		1.00	2.40×2.80	6.72	2-φ 165.2×4,050×4.5	φ 318.5×7,500×6.9	6.90	1.68	1.40	1.50×2.30×1.50	F型	4	
	30		2.50	2.40×2.80	6.72	2-φ 190.7×5,550×5.3	φ 318.5×7,500×6.9	6.90	1.68	1.40	1.50×2.30×1.50	F型	4	
(108の2-A) (108の4)	20		1.00	1.50×1.90	2.85	2-φ 89.1×3,050×4.2	φ 216.3×6,650×5.8	6.20	1.14	0.90	1.00×1.70×1.50	F型	4	平面交差の 交差点案内 標識
	20		2.50	1.50×1.90	2.85	2-φ 139.8×4,550×3.5	φ 216.3×6,750×5.8	6.20	1.14	0.90	1.00×1.70×1.50	F型	4	
	30		1.00	2.20×2.80	6.16	2-φ 139.8×4,000×4.5	φ 318.5×7,300×6.9	6.75	1.68	1.30	1.50×2.00×1.50	F型	4	
	30		2.50	2.20×2.80	6.16	2-φ 190.7×5,550×5.3	φ 318.5×7,350×6.9	6.75	1.68	1.30	1.50×2.30×1.50	F型	4	

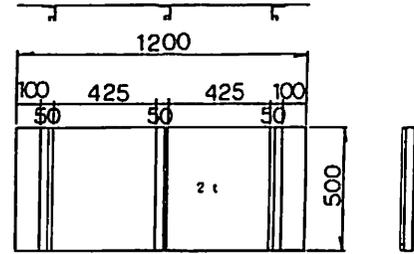
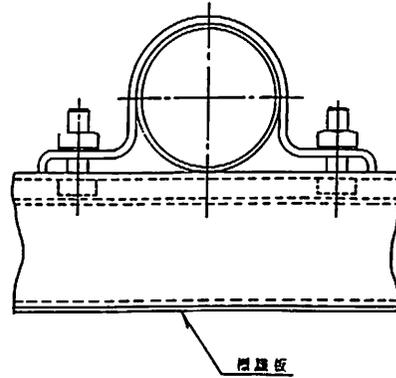
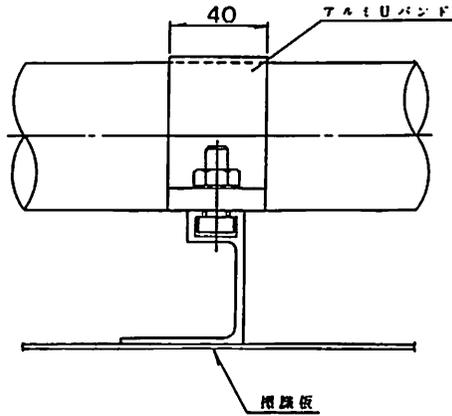
注：1. 植栽等により視認性を確保できないおそれがある場合は出幅(C)2.5mとする。

※ c：横断方向
d：道路方向
h：深さ

管内槽座 (符号图式型式) S-1/20

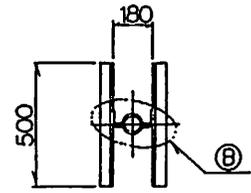
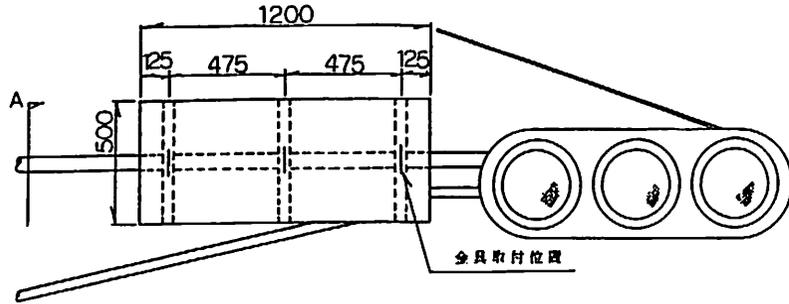


B 局部详图 S-1/2



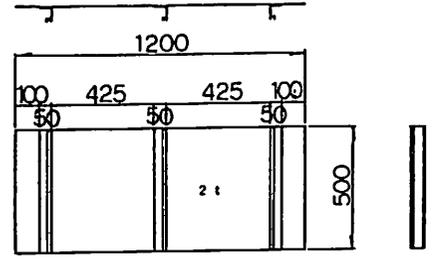
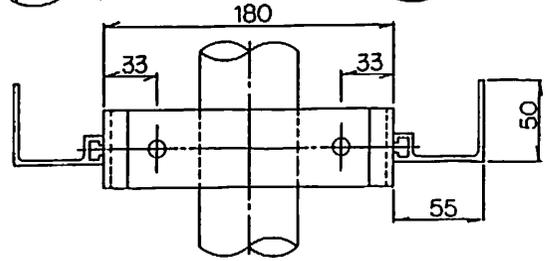
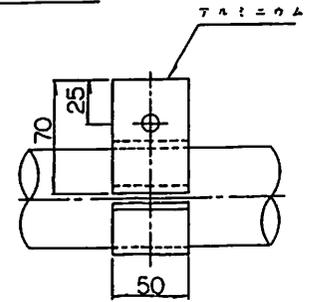
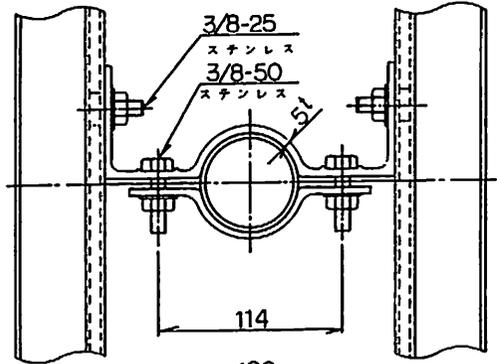
槽座板详图 S-1/20

案内機器 (信号機添付式) S-1/20
(114-2-A)



A断面図 S-1/20

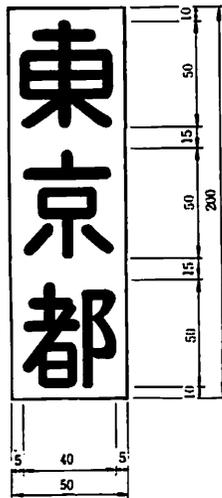
B部詳細図 S-1/3



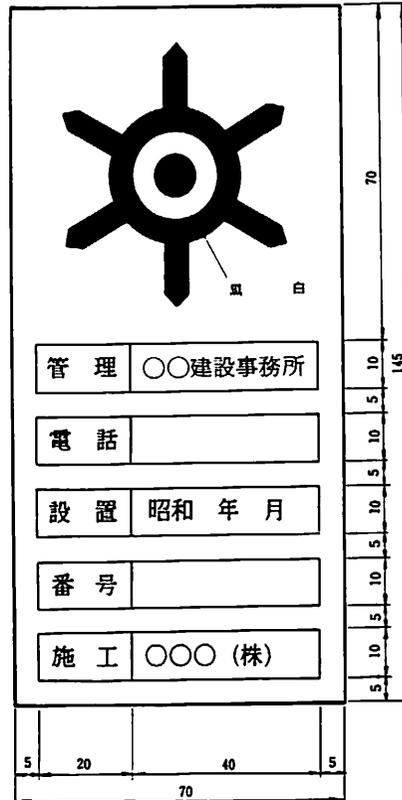
標準断面図 S-1/20

設置者	東京都
設置年月	昭和 年 月
納入者	〇〇〇 (株)
管理番号	

標識板の裏側または内側等に上記内容を記入する。
 文字の大きさは10mmを標準とする
 納入者は製造メーカー

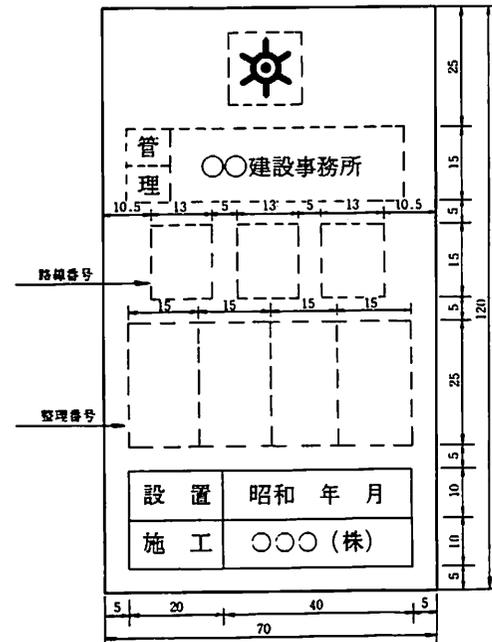


反射式標識用名称シート



(注) 管理番号は路線名-管理番号の順とする

照明式標識用標示板

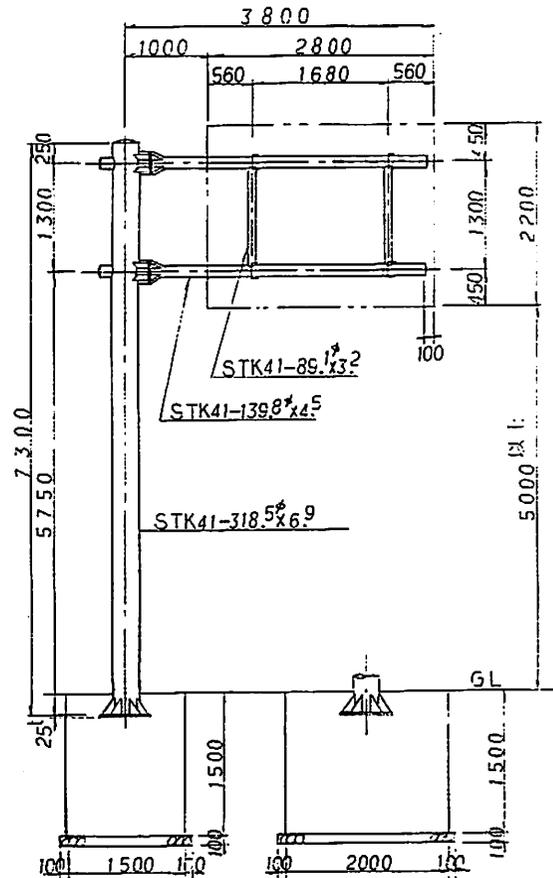


- (注) 1. 色は、地を青色その他を白色とする。
 2. 使用材……真鍮 板厚0.6mm
 3. 文字紋章路線番号・整理番号は監督員の指示により作成すること。

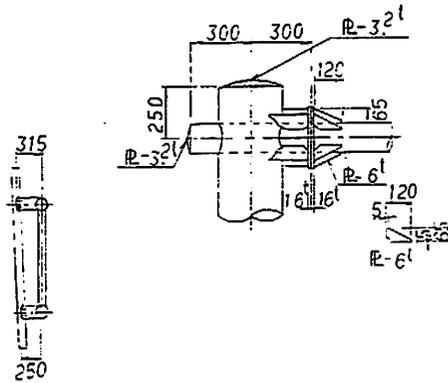
資料 10

参 考 图 集

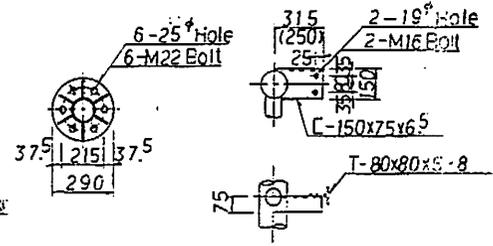
F 屋 標 識 機 造 図



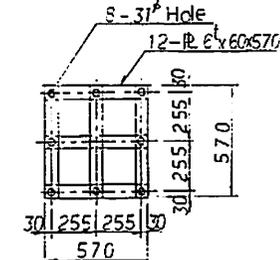
フランジ部詳細



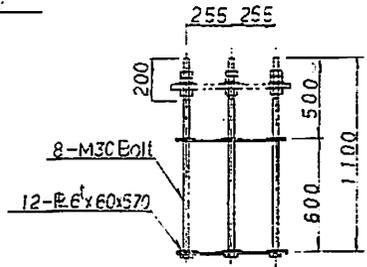
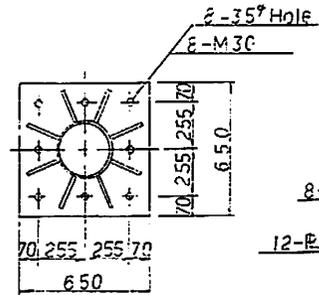
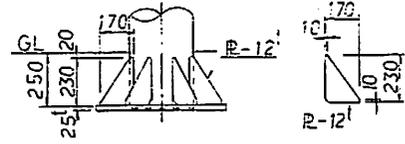
板取付金具詳細



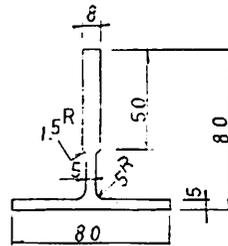
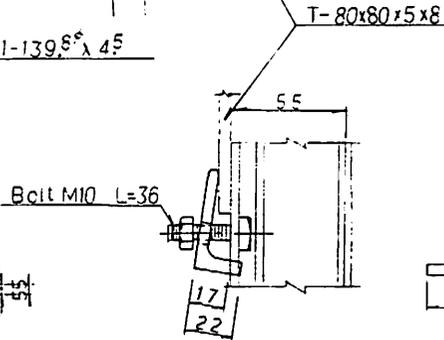
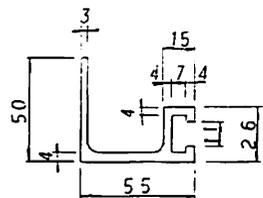
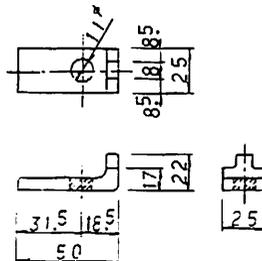
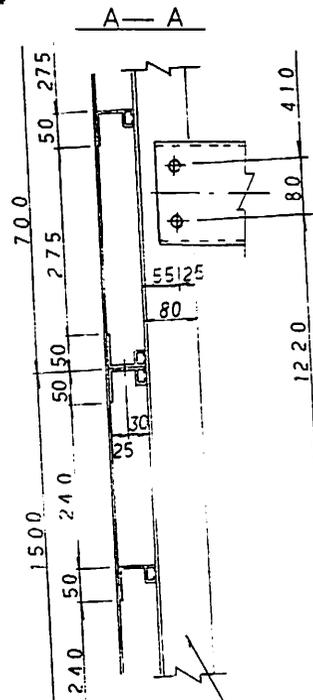
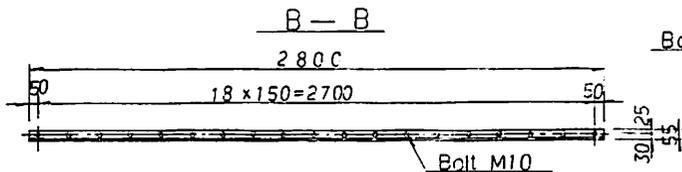
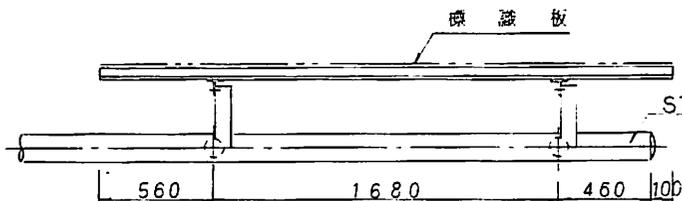
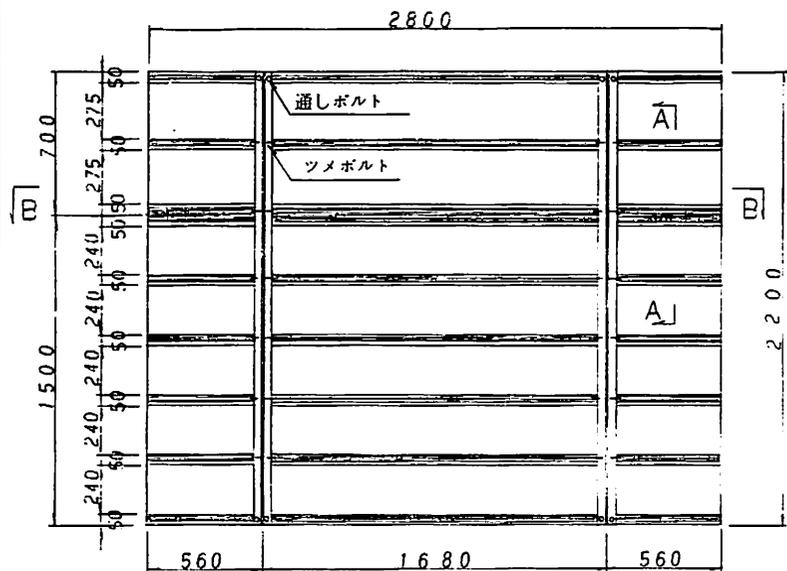
アンカー部詳細



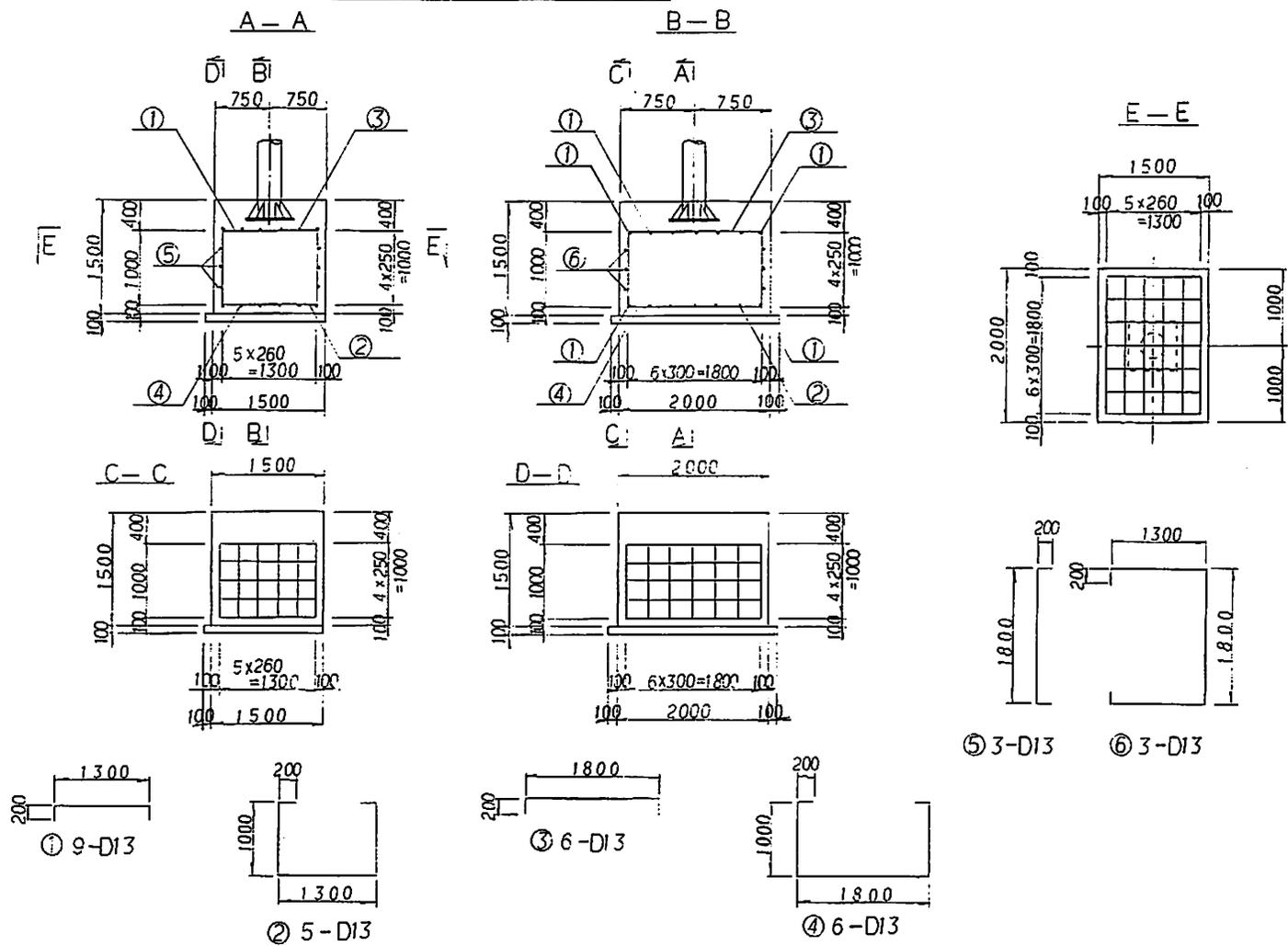
ベース部詳細



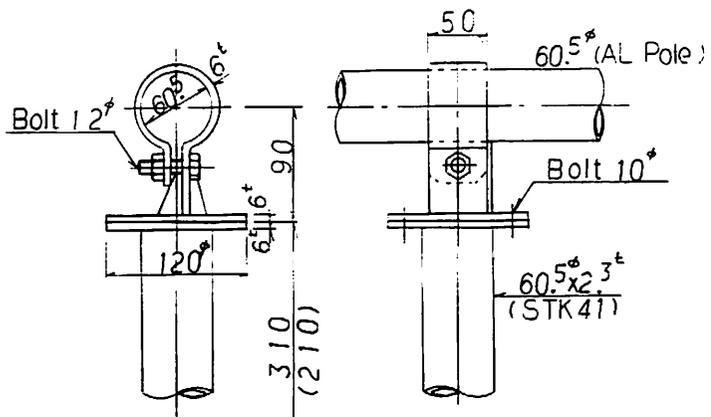
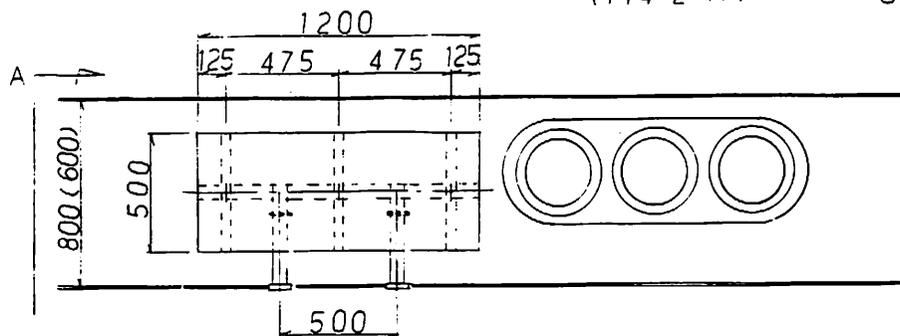
標識板取付図



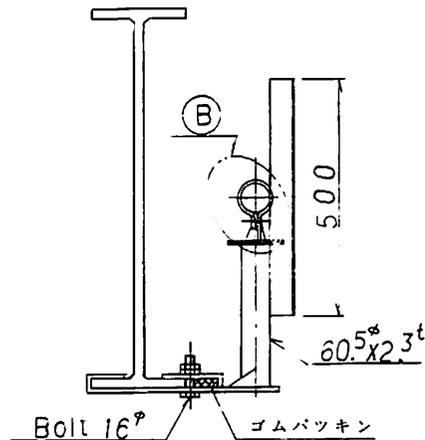
F 型 標 識 基 礎 鉄 筋 図



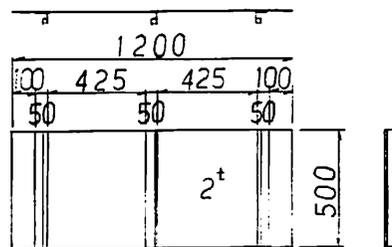
案内標識 (歩道橋添架式)
(114-2-A) $S=1/20$



B 部群細図 $S=1/4$

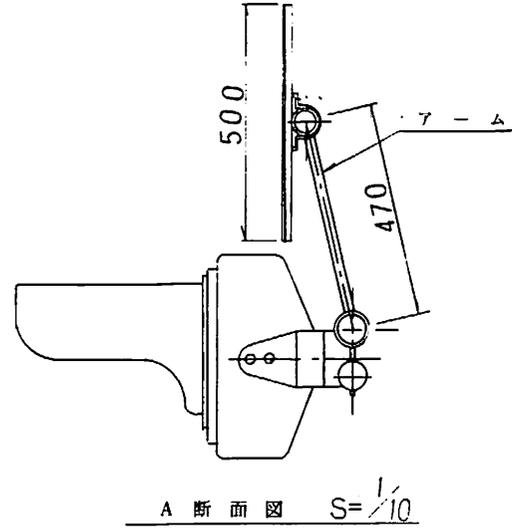
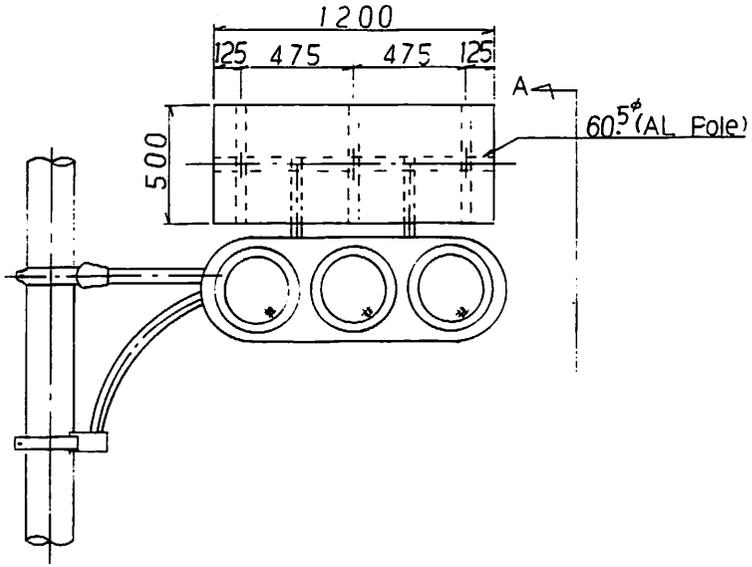


A 断面図 $S=1/10$

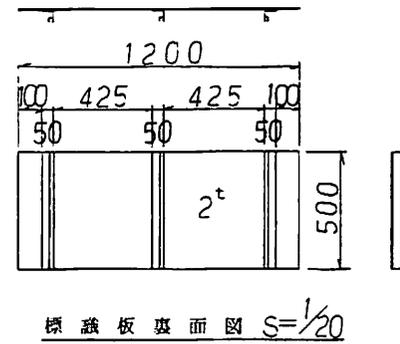
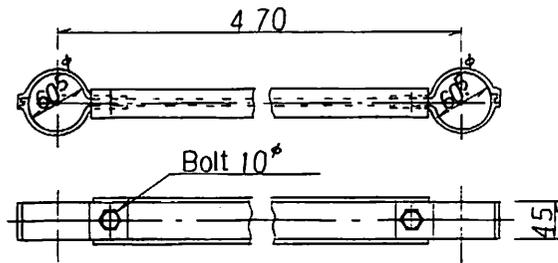


標識板裏面図 $S=1/20$

案内標識 (信号機添架式) $S=1/20$
(114-2-A)



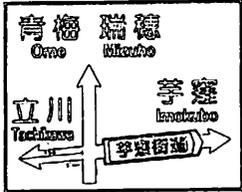
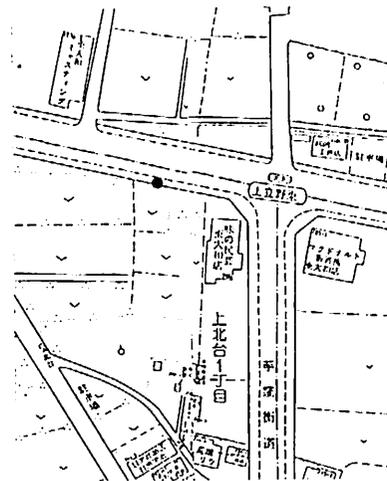
7-Δ 詳細図 $S=1/5$
(AL 型材)



資料 11

道路標識台帳

整理番号

標識種別	① 案内 2. 警戒 3. 規制 4. 指示			事務所名	東京都 ○○ 建設事務所	管理工区名	○○ 工区
標識番号	108の4			板面記載事項及び基礎構造図			
路標名	主要地方道	新宿青梅	線(第5号)	板面記載 (文字寸法 30 cm)		基礎構造図 (鉄筋の有・無)	
	一般都道		線(第 号)			平面図	側面図
通称道路名	新宿青梅街道					1500	1500
設置場所	東京都大和市上北台1-786					2000	1500
年月日	新設	昭和 62 年 8 月 15 日		設置箇所見取図			
	補修	年 月 日					
	年 月 日						
板下高	5.240 m						
規格	規格寸法	2200 × 2800 × 2.0					
	材質	1. 鋼板 3. 合成樹脂板 ② アルミ板 4. その他 ()					
構造	反射材料	1. 非反射 (文字・板) 3. 封入レンズ (文字・板) ② カセリン (文字・板) 4. 照明式 (内・外)					
	種別	1. 路側 ③ F 型 2. 逆 L 4. 逆 J					
規格	規格寸法	支柱 φ318.5mm × 7300 mm × 6.9 mm (厚) 梁 材Z-φ139.8mm × 4000 mm × 4.5 mm (厚)					
	材質	1. 合成樹脂被覆鋼管 2. アルミ ③ 一般鋼管に塗装 (亜鉛メッキ・ペイント)					
他の施設に添架	1. 電柱 3. 横断歩道橋 5. その他 () 2. 照明灯 4. 信号機						
				施工業者名 ○○○ (株)			

資料 12

鋼管寸法重量表

一般般構造用炭素鋼鋼管の寸法，重量及び断面性能表

外 径 mm	厚 さ mm	単 位 重 量 kg/m	断 面 積 cm ²	断 面 2 次 モー メント I cm ⁴	断 面 係 数 Z cm ³	断 面 2 次 半 径 i cm
21.7	1.9	0.928	1.182	0.585	0.539	0.703
	2.3	1.10	1.402	0.669	0.616	0.691
	2.8	1.31	1.672	0.760	0.70	0.676
27.2	2.3	1.41	1.799	1.41	1.03	0.885
	2.8	1.68	2.146	1.62	1.19	0.868
34.0	2.3	1.80	2.291	2.89	1.70	1.12
	3.2	2.43	3.096	3.71	2.18	1.09
42.7	2.3	2.29	2.919	5.97	2.80	1.43
	2.8	2.76	3.510	7.02	3.29	1.41
	3.5	3.38	4.320	8.35	3.91	1.39
48.6	2.3	2.63	3.345	8.99	3.70	1.64
	2.8	3.16	4.029	10.6	4.36	1.62
	3.2	3.58	4.562	11.8	4.86	1.61
	3.5	3.89	4.959	12.7	5.22	1.60
60.5	2.3	3.30	4.203	17.8	5.89	2.06
	2.8	3.98	5.073	21.2	7.00	2.04
	3.2	4.52	5.760	23.7	7.84	2.03
	3.8	5.31	6.769	27.2	9.03	2.01
76.3	2.8	5.08	6.462	43.7	11.5	2.60
	3.2	5.77	7.349	49.2	12.9	2.59
	4.2	7.47	9.531	62.2	16.3	2.53
89.1	2.3	4.92	6.289	59.3	13.3	3.07
	2.8	5.96	7.591	70.7	15.9	3.05
	3.2	6.78	8.636	79.8	17.9	3.04
	4.2	8.79	11.20	101	22.7	3.01
101.6	3.2	7.76	9.892	120	23.6	3.48
	4.2	10.1	12.85	153	30.1	3.45
114.3	2.8	7.70	9.89	153	26.7	3.94
	3.5	9.56	12.18	187	32.7	3.92
	4.5	12.2	15.52	234	41.0	3.89
	6.0	16.0	20.41	300	52.5	3.83
139.8	3.5	11.8	14.98	348	49.8	4.81
	4.5	15.0	19.13	438	62.7	4.79
	6.5	21.4	27.22	606	86.7	4.72
165.2	4.0	15.9	20.25	658	79.7	5.70
	4.5	17.8	22.72	734	88.9	5.68
	5.0	19.8	25.16	808	97.8	5.67
	6.0	23.6	30.01	952	115	5.63
190.7	5.3	24.2	30.87	133×10	139	6.65
216.3	4.5	23.5	29.94	168×10	155	7.49
	5.8	30.1	38.36	213×10	197	7.45
	8.2	42.1	53.61	219×10	269	7.36
267.4	6.6	42.4	54.08	460×10	344	9.22
318.5	6.9	53.0	67.55	820×10	515	11.0

鋼管重量計算式 W：管の重量（kg/m）（1cm²の網を7.85gとしたもの）

W=0.02466t(D-t) t：管の厚さ（mm） D：管の外径（mm）

資料13

提出物一覧表

道路標識(片持式)提出物一覧表

部数は指示による

工種	様式番号 施工計画書 106号	承諾願 107号	ミルシート 107号	材料検査願 5号・109号	材料搬入調書 111号・112号	記録の報告書 114号	発生材報告書 117号・118号	工事完了届 4号・4号の2	その他
施工計画書	○								
構 造 図		○							
アンカー材料		○	○	*○					
鉄 筋		○	○	○					
支 柱 類		○	○	○					吊金具含む
ア ル ミ 板		○	○	○					
補 強 材		○	○	*○					
吊 材		○	○	○					
反 射 シ ー ト		○	○						
レイアウト図		○							
スポット溶接						○			
溶融亜鉛メッキ						○			
舗 装 材 料		○			○				
基礎材	C-40	○			○				
	コンクリート	○			○				
写真撮影計画書		○							
コンクリート試験結果						○			
基礎工出来形図						○			
標 識 台 帳									3部提出
発 生 材							○		
完 了 届								契約200万円未満 4号の2	

(注) *は材料品調書に計上されていないが検査員検査となる。

む す び

道路標識は全国を結ぶ道路ネットワークの上に存在し、機能している。わかりやすく、読みやすい表示、系統的で整合性のとれた案内が求められている。こうした観点からレイアウトを決め、目標地を選択し、文字書体を使用して設計が組上げられていく。

外国人にもわかりやすい表記方法としてローマ字、英文名なども考慮しなければならない。埋設物があり、附属物があるなど道路の状況から設置場所がなかなか確保できないなど、一本の道路標識を建てるにはこうした、たくさんの条件を考慮し、選択し、決定していく作業をしなければならないことになる。

又、こうした作業を通して、道路標識が建てられ、整備され、全国の道路ネットワークが存在している。道路標識の重要性は、その地域のそしてその社会の交通の重要度を反映している。本書の作成にあたって、できる限り全般に触れ、詳細についてとりまとめを試みたつもりである。

尚言い及ばない点や、疑問の残る所も多々残っていると思われる。標識を整備し、安全で快適な道路案内が行われるよう関係者の努力を切望するとともに、そうした方々の参考となれば幸いである。

東京都北多摩北部建設事務所の養口係長さんに絶大な御協力と御指導を頂きました。ここに感謝の意を表します。

昭和 63 年 1 月 8 日

発行責任者 橋 爪 史 朗

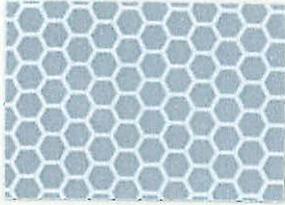
上 平 隆 治

根 岸 弘 幸

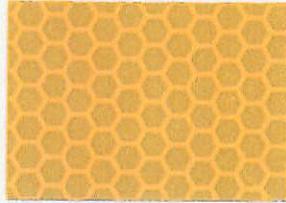
資料 14

反射シートの見本

高輝度反射シート（カプセルレンズ型六角柱）



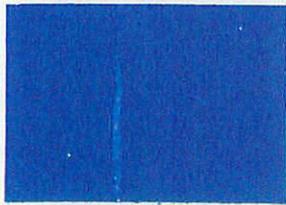
2870



2871



2872

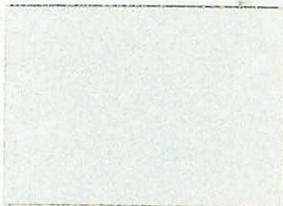


2875

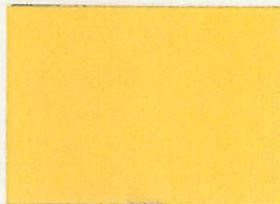


2877

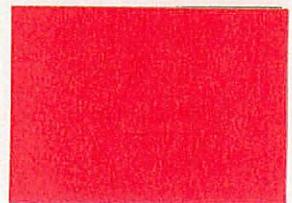
封入レンズ型反射シート



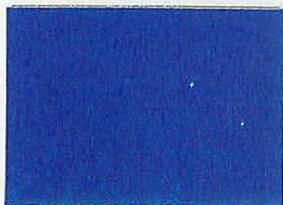
2290



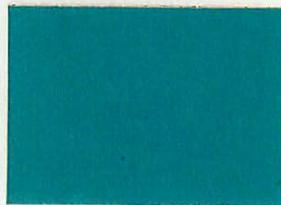
2271



2272



2275



2277